

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

NOVEMBER 2018 **183**

トピックス

- ・平成30年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・医薬品医療機器法の改正(その4) - 大筋が明らかに

協会活動

- ・第2回理事会 開催報告
- ・「平成30年7月豪雨被災地支援募金」参加協力のお礼
- ・横浜市 水銀製品回収事業に協力
- ・OTC 医薬品普及啓発イベントに出展
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
第14回セルフメディケーションアワードの作品募集案内
第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、消費者庁、中小企業庁、
大阪国税局、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

東証一部上場の某ドラッグストアチェーンが、優越的地位濫用の疑いで公正取引委員会の立ち入り検査を受けたというニュースが飛び込んできました。会員企業でないとはいえ、その書きぶりはドラッグストア業界が伸びているのは、独占禁止法の優越的地位濫用によるものではないのか、と思わせるような内容でした。思い過ごしでしょうか。「出る杭は打たれる」の例えのように感じます。とにかく、新規出店意欲は旺盛なドラッグストア業界です。優越的地位の濫用などにはあたらぬよう、応援者に対しましては日当等の対応を取られるよう、よろしくお願ひします。

また、不当な返品疑いの報道されました。現在、JACDSでは返品率削減に向けた業界対応について会議を重ねています。昨年度末には適正取引の自主基準も作成しました。小売業界の一翼を担う存在として成長してきたドラッグストア業界。これまで以上に襟を正す必要があると感じました。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報

CONTENTS

No.183
2018.11

●トピックス

- ・平成30年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・医薬品医療機器法の改正(その4)―大筋が明らかに

●協会活動

- ・平成30年度 第2回理事会開催報告
- ・「平成30年7月豪雨被災地支援募金」参加協力のお礼
- ・横浜市 水銀製品回収事業協力に感謝状
- ・OTC 医薬品普及啓発イベントに出展
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳 作品募集案内
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、消費者庁、中小企業庁、大阪国税局、(一社)日本家族計画協会

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

平成30年度薬事功労者厚生労働大臣表彰 授賞式

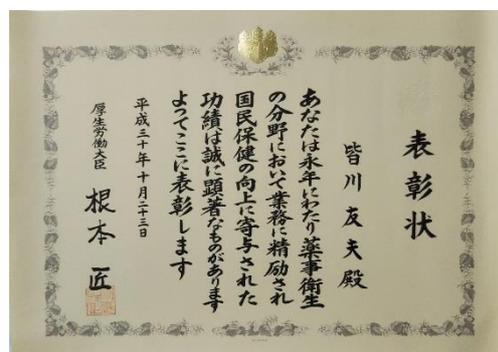
2018年度の「薬事功労者厚生労働大臣表彰式」が10月23日（火）午後2時より厚生労働省の2階講堂で（72名受賞）行なわれました。

当協会は、皆川友夫副会長（株）アカカベ代表取締役会長）と浦上晃之副会長（ゴダイ（株）代表取締役）のお二人が薬事功労者として厚生労働大臣表彰を受けられました。

薬事功労者は、多年にわたり医薬関係事業の発展向上に貢献し、医薬行政の推進に顕著な功績があった者及び団体に対してその功績を讃え報いるとともに、医薬行政の推進に寄与することを目的として、毎年厚生労働大臣が表彰しています。毎年、「薬と健康の週間」（17～23日）に合わせ表彰式が行われます。

根本厚生労働大臣は「今後も経験や知見を生かして後進の育成にも注力すると共に、医薬行政に対するご理解とご協力を賜りたい」挨拶をされました。

JACDSからは平成23年度から8年連続の受賞です。お二人にとっても、ドラッグストア業界にとっても大変名誉なことであるだけでなく、薬事行政の中でその存在感が増してきている事の証左であると言えます。



一列目中央に根本厚生労働大臣、大臣の左隣に皆川副会長、右隣に浦上副会長

医薬品医療機器法の改正(その4) —大筋が明らかに

——薬局・薬剤師問題の審議が再開されました

来春に予定される医薬品医療機器法の見直しの議論が9月から再開されました。これまでの状況については、本誌の4月号・8月号・9月号に掲載しましたが、今後数回の検討の後、報告書が取りまとめられる見込みです。

さて、検討テーマの内、ドラッグ業界に大きな影響を関係与える「薬局・薬剤師のあり方」についてですが、これまでの審議経過から、おおむね次のような方向性が明らかになってきました。

① 薬局の定義の見直し

現行の医薬品医療機器法では薬局は単に「調剤の業務を行う場所」と規定されていますが、今後期待される薬局の多様な機能を明確化するため、「医薬品の服薬期間を通じた服薬状況の把握や指導」、「服薬情報等の処方医への提供」などを薬局の定義規定に追記。

② 薬剤師の業務の拡大

現行の薬剤師法では、薬剤師の業務は調剤時に限定されています。そこで、今後重要となる調剤後のフォローアップを薬剤師業務として積極的に位置づけるため、上記の文言を薬剤師の業務としても追記。

③ 薬局の機能分化と連携

これまで国はかかりつけ薬局の普及拡大に取り組んできましたが、もっぱら調剤報酬による誘導でした。健康サポート薬局も法令上の文言ではありません。そこで、今回の改正では、薬局の機能を法律に書き込み、いくつかに分類していくことになりました。具体的には従来型の薬局に加え、かかりつけ機能を有し、在宅調剤を行うなどの地域医療の拠点薬局、抗がん剤等の薬学管理を担う高度専門薬局の3分類が併存することになるようです。

——日本薬剤師会の提言に反対

それでは、このように機能分化した薬局を地域でどのようにして配置し、機能を分担していくのか。これまでのところ「連携を強化する」というだけでその方策は明らかになっていません。この点、日本薬剤師会は地域医療

計画に倣った、地域ごとの薬局適正配置計画のようなものを考えているようですが、自由な出店活動が制限される恐れがあります。

協会では、このような計画の導入には強く反対しています。日本薬剤師会の考えが明らかになった直後の本年6月、国に反対を申し入れていますが、8月初旬にはメディアにも反対を宣言しています。業界紙などでも報道されましたので、ご覧になった方も多いと思います。

④ 薬局のガバナンスのあり方

薬局のガバナンスに関しても法改正が見込まれています。店舗の管理者だけでなく、責任のある立場の役員をあらかじめ行政が把握し、問題が著しい場合には当該役員の変更を厚生労働大臣が命令できる仕組みが導入されるようです。同時に、都道府県をまたいで店舗展開する開設者に対しては、その監督権限を従来の店舗ごとの都道府県知事ではなく、厚生労働大臣にも付与するという方向で審議が進んでいます。

これらの措置は、近年大きな社会問題になった偽薬や不正請求を抑止するため、多店舗展開する法人組織の実態を踏まえた行政としての対応です。もちろん業界にとっては規制強化ですが、国民の信頼を取り戻す上ではやむを得ない最小限の措置と思われるし、隔年の調剤報酬改定で所要の点数を確保していく上で、避けては通れない「みそぎ」とも言えます。なお、多店舗展開法人の監督権限を国が持つことになれば、都道府県ごとの規制のバラツキの解消というメリットもあります。

——業界の意見を改正論議に反映させていく

このように方向性は示されましたが、具体化はこれからです。改正の方向は、国が一昨年作成した「患者のための薬局ビジョン」を法制面から具体化するものですし、街の健康ハブステーションを標榜するドラッグストアにとっておおむね是認できるものですが、今後も審議の行方を油断なく監視していくことが肝要です。協会では、必要に応じ業界の考えを国にぶつけ、改正論議に反映させていきます。文責／中澤

平成30年度 第2回理事会を開催

10月11日に平成30年度第2回理事会が開催されました。

冒頭に青木会長からご挨拶をいただき、その後、上半期の事業活動の説明が中澤専務理事からありました。続いて、現在、厚生労働省で進められている医薬品医療機器法改正の動向が報告されました。また、OTC医薬品販売の信頼性確保やドラッグストア調剤の拡大を目指した調剤推進委員会の報告もありました。

森 政策推進委員長から「総額表示義務規定」における改正要望について、ロビー活動状況が説明され、流通業界を上げて消費税転嫁対策特別措置法の恒久化を目指す大きな動きになっていることが伝えられました。貴島委員長からは20周年記念事業の進捗そして皆川副会長兼組織委員長からは9月に実施したブロックごとの第11回支部長会並びに特別セミナー等について報告がありました。次に富山委員長よりそらぷちキッズキャンプ支援のキャンペーンの活動紹介と協力要請、最後に、杉浦実行委員長より第19回ジャパンドラッグストアショーの概要説明があり、その後、理事による意見交換が行われました。

活発な意見交換がなされ、医薬品医療機器法改正においては次回への持ち越しになり、継続討議をするようになりました。

今後もドラッグストア業界の発展に向け、真摯に意見をぶつけあう理事会になると思われます。



**皆様から寄せられた500万円を超える浄財を日本赤十字社へ寄付
「平成30年7月豪雨被災地支援募金」参加協力のお礼**

協会では会員企業の皆様に対し、災害支援の募金活動をお願いしておりました。今般、協会に寄せられた募金のとりまとめが完了しましたのでご報告いたします。

1. 募金総額 5,569,461 円
2. 募金協力企業(50音順 敬称略)

1) 正会員

(株)アカカベ、(株)オストジャパングループ、(株)カメガヤ、(株)クスリのマルエ、(株)クリエイトエス・ディー、
(株)下川薬局、(株)スギ薬局、(株)スマイルドラッグ、(株)千葉薬品、(株)東北セイムス、(株)西日本セイムス、
(株)日本リテイル研究所、(株)富士薬品、(株)モリキ、(株)よどや、(株)龍生堂本店

2) 賛助会員

(株)エバースジャパン、(株)サカモト、ニチバン(株)、ピップ(株)、

3. 感謝状の贈呈

ご協力いただいた皆様に対しては、協会より感謝状の贈呈の用意を進めています。ご協力いただき誠にありがとうございました。

平成30年10月16日、日本赤十字社本社において、石田 岳彦 防犯・有事委員長より目録の贈呈が行われ、パートナーシップ推進部 高橋 順一参事より感謝のお言葉をいただきました。



以下の各社からは、日本赤十字社へ直接送金された報告をいただきました。ご協力ありがとうございます。

アース製薬(株)、(株)近江兄弟社、(株)杏林堂薬局、(株)コクミン、ジェクス(株)、チェックポイントジャパン(株)、中部薬品(株)、(株)東流社、ピップ(株)、(株)メタボリック、持田ヘルスケア(株)

横浜市水銀製品回収事業に協力

横浜市資源循環局より感謝状

昨年4月に横浜市資源循環局より横浜市支部に協力依頼があり、水銀製品回収事業に協力しました。

水銀による環境汚染防止に関する法律の施行に伴い、水銀製品の確実な回収と適正な処理が求められるようになったため、市民への啓発も兼ねて集中的な回収を行うという趣旨です。ドラッグストアは店舗の多さだけでなく客層も広いので、より多くの市民の目に留まるということで依頼されました。

横浜市内の130店舗にご協力をいただき、店頭に設置された専用の回収ボックスに家庭で不要になった体温計、血圧計、温度計をお客様に持参していただきました。

昨年10月に行われた中間報告では、3ヶ月の回収量合計が10,240個と予想をはるかに上回り、横浜市はじめ関係一同驚きました。最も多い店舗では3ヶ月で体温計が118本も回収されました。

当初は7月から12月末までの半年間の計画でしたが、中間報告での回収量の多さと3ヶ月たっても回収量が減らないので期間を延長し今年の6月29日までの1年間継続となりました。

これだけ多くの製品が回収できたのは、市民に身近なドラッグストアの協力があつたからだと横浜市から大変感謝されました。

水銀製品回収事業 実績表(H29.7~H30.6)

	体温計	血圧計	温度計	その他
区役所	7,068	470	315	6
収集事務所	778	53	28	0
JACDS	7,300	339	375	16
薬剤師会	9,304	340	418	20
合計	24,450	1,202	1,136	42



▲店舗に設置された回収ボックス



OTC 医薬品 普及啓発イベントに出展

10月19日(金)、20日(土)の2日間、日本家庭薬協会と日本 OTC 医薬品協会が主催の OTC 医薬品 普及啓発イベント「よく知って、正しく使おう OTC 医薬品」が、東京都中央区日本橋 福德の森、江戸桜通り地下歩道において開催されました。

OTC 医薬品の役割や、OTC 医薬品の正しい知識や使い方などの普及啓発を目的としたイベントで、OTC 製薬企業による出展ブースやお薬相談コーナー、健康チェック、スタンプラリーなどが実施され、多くの来場者で賑わいました。

初日は小池百合子東京都知事が来場し、実行委員会委員長である株式会社龍角散の藤井隆太社長の案内で会場を見学されました。

JACDS のブースは、そらぶちキッズキャンプの紹介と Kiita やパンフレットを展示しました。そらぶちキッズキャンプの募金箱に募金されるお客様や参加方法を熱心に聴くお客様、またドラッグストアショーに毎年来場されているお客様に声をかけていただきました。



▲藤井実行委員長の説明を聞く
小池都知事



▲第1会場(福德の森)



▲JACDSブース



▲人気の健康チェックコーナー

JACDS		10月月次活動報告	
日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
10月2日(火) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第2回業界標準化推進委員会	1. 江黒委員長からの挨拶 2. 今西事務総長からの挨拶 3. 軽減税率の対応確認について 4. 標準EDI(流通BMS)推進特別セミナーについて 5. 流通BMSの普及・推進について 1) 今後の流通BMS普及と推進について 2) その他 6. 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告 7. 次回の開催について	14名
10月4日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第118回JACDS記者意見交換会	1. JACDSブロック主催・第11回支部長会&特別セミナー 開催報告 9月18日に九州B、21日に中部B、25日が東日本B、26日が西日本Bと開催しました。 2. 医薬品医療機器法の改正に向けた検討について 3. 平成30年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について 4. OTC医薬品普及啓発イベント「よく知って、正しく使おうOTC医薬品」に出店 5. 第14回セルフメディケーションアワード&第7回健康(セルメ)川柳 6. その他 7. 次回の開催案内	30名
10月9日(火) JACDS東京事務所 10:30~12:30	第1回勤務薬剤師委員会	1. 今後の検討テーマ設定に当たり、勤務薬剤師の現状について意見交換。 ・薬剤師の業務 ・薬剤師の職場の動向 ・協会活動 2. 報告 3. その他 次回開催	4名
10月11日(木) メルパルク東京 3階「牡丹の間」 11:00~12:00	第5回常任理事会	青木 会長 あいさつ 1. 常任理事の増員について 2. 寺西忠幸名誉会長叙勲祝賀会について 3. 故 宗像守 前事務総長への慰労金について 4. 理事会について 5. 医薬品医療機器法改正の動向について 6. OTC医薬品販売の信頼性確保について 7. ドラッグストア調剤の拡大を目指して(調剤推進委員会) 8. 「総額表示義務規定」における改正要望について(政策推進委員会) 9. 協会設立20周年記念事業の進捗について(事業推進委員会) 10. 第11回支部長会&特別セミナーについて(組織委員会) 11. そらぶちキッズキャンプ支援活動について(社会貢献委員会) 12. 第19回ジャパンハンドドラッグストアショーの概要報告(実行委員会) 13. 秋の政治連盟特別セミナー&レポート報告会の開催について 14. 防犯・有事委員会報告 15. セルフメディケーションアワード委員会報告 16. 青年部会報告 17. 報告事項 薬事功労表彰、県の登録販売者団体について など 18. 今後のスケジュール 年内~来年3月のスケジュールについての確認 19. その他	15名
10月11日(木) メルパルク東京 3階「牡丹の間」 12:00~14:30	第2回理事会	青木会長 挨拶 1. 平成30年度上半期JACDS事業活動および委員会活動報告 2. 医薬品医療機器法改正の動向について 3. OTC医薬品販売の信頼性確保について 4. ドラッグストア調剤の拡大を目指して 5. 「総額表示義務規定」における改正要望について 6. JACDS設立20周年記念事業の進捗について 7. 第11回支部長会&特別セミナー他について 8. そらぶちキッズキャンプの支援活動について 9. 第19回ジャパンハンドドラッグストアショーの概要報告 ~理事からの質問、意見、要望~ 10. 報告事項・ご協力をお願い・今後の主なスケジュール	32名
10月19日(金) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第4回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗報告 2. 式典ご挨拶の依頼について 3. イベント計画(案)について 4. 次回開催スケジュールについて 5. その他	9名
10月19日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第128回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 日本赤十字社に平成30年度7月豪雨被災支援募金 2) OTC医薬品販売ルールの遵守徹底を通知 3) 消費税増税と軽減税率導入、並びに価格表示問題について 4) 「2018健康フェスタ~in彦根~」に特別協力 5) 平成30年度政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会 6) 今後のスケジュール 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会から 活動報告 4. 日本置き薬協会から 1) 配置薬業界の存続を支える製品作り 意欲的な製品企画に取組む配置薬メーカー ダイト樹 2) 平成28年度薬事工業生産動態統計年報をもとに 配置薬生産額の減少傾向は「集団」から「個」への セルフメディケーションの変化ではないか 5. 日本薬業研修センター 日本ヘルスケア協会・日本薬業研修センター実施 『女性の健康管理に関する研修会』開催	26名
10月31日(水) JACDS東京事務所 12:00~14:00	第2回組織委員会	皆川委員長 挨拶 1. 2月 ブロック総会について ・総会の内容について ・非会員への案内 2. 支部長の行政訪問について ・岡山県支部長 交代の件 ・行政向け ドラッグストアショー案内の件 3. 会員拡大について 4. 登録販売者委員会から 5. 日本医薬品登録販売者協会から 6. その他	12名

会議議事録

平成30年度第1回法制委員会議事録

日時：平成30年5月23日（水）12：30～14：30

場所：協会 会議室

出席者：

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
 委員 梶原 秀樹 (株) プレひまわり 代表取締役
 委員 宮本 幸俊 (株) 宮本薬局 代表取締役
 委員 徳廣 英之 (株) トモズ 代表取締役社長
 委員 藤代 庸一 欠席
 委員 関口 一徳 欠席
 委員 田中 賢一 (株) カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー

事務局 中澤 一隆 協会専務理事
 片桐 佐和子 チーフ

議事

1. ドラッグストアにおける労働問題

- ・外国人の受入れを促進することとし、その方策を研究することを決定。まずは就労ビザ取得の実例に当たることとなった。
- ・労働災害対策のマニュアル作りを検討することを決定。まずは既存のマニュアルを収集することとなった。
- ・このほかの意見交換の結果は次のとおり。

- ①資格者の実地管理に関して、店舗内での食事時間、トイレ使用時間中も実地管理は継続しているものとする（協会の統一的理解）。
- ②資格者管理要件を満たすための長時間連続勤務は、業界のイメージダウンにつながるので問題との認識で一致。
- ③登録販売者の実務経験に関し、ドラッグストアはスーパー等と異なり店舗全体を医薬品販売業の許可店舗と登録していることから、店舗内の業務は全て実務経験にカウントできるものとする（協会の統一的理解）。
- ④業界内の秩序を乱す強引な引抜き、高額の仕度料などについては何らかの業界自主規制ルールが必要との認識で一致。

2. その他のテーマ

- ・登録販売者の通信研修を認めてほしいとの意見については、本人確認が困難なこと、試験の公正が確保できないことから慎重に取り扱うことで一致した。
- ・神戸市の薬局での指定取消し案件について事務局から資料説明。無資格調剤の単純事例であり、指定取消しは当然との認識で一致した。
- ・薬局開設者の罰則強化について事務局から国の動向を報告。
- ・薬務課訪問時に出てきた法制的問題を洗い出し、解決につなげることとなった。資料を事務局から送付し、次回に意見交換。

3. 次回日程

8月22日

以上

平成30年度第1回業界標準化推進委員会議事録

日時：平成30年6月20日（水）14時～16時

場所：JACDS東京事務所

欠席者：杏林堂薬局 松山シニアマネージャー、
 アルフレッサヘルスケア 岸部長
 日本情報通信 谷川部長

議事：

1. 江黒委員長からの挨拶

2. 日本チェーンドラッグストア協会からのお知らせ

- ・20周年記念事業について簡単に説明

3. これまでの流通BMSの普及推進について

- ・流通BMSの普及状況について説明
- ・標準で導入するためのマッピングシートチェックを普及部会の卸企業がチェックしている
- ・返品受領のチェンジリクエスト、バリエーションを増やした
- ・流通BMS協議会の普及推進セミナーの開催状況について説明した。
- ・ドラッグストア企業の導入状況について説明。大手ドラッグは導入が進んできている。

4. 軽減税率のシステム対応の現状と今後について

- ・日本加工食品卸協会でマニュアルを作成した。EDIとして、紙ベースとしての対応方法が詳しく解説されている。
- ・流通BMSについては、各団体で検討している。メッセージメンテナンス部会で各団体の意見を取りまとめて、必要なチェンジリクエストをあげていく。
- ・インボイス、税率をどのデータで送るのか。また税の積み上げを出来るようにしなければならない。

5. 金融EDIについて

- ・実証実験について全銀協では募集をしている。基本は取引先銀行とおこなう。
- ・第19回JAPANドラッグストアショーの標準EDIセミナーでも紹介するか次回検討する。

6. その他

- ・NTT INS回線について、広報では2021年～2023年に切り替え、2024年までにすべてIP網に移行とのこと。

7. 次回の開催について

10月に開催予定。

以上

平成30年度第2回法制委員会議事録

日時：平成30年6月21日（木）10：30～12：00

場所：協会東京事務所 会議室

出席者：

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
 委員 宮本 幸俊 (株) 宮本薬局 代表取締役
 委員 徳廣 英之 (株) トモズ 代表取締役社長
 委員 田中 賢一 (株) カワチ薬品 店舗運営部
 サポートリーダー

オブザーバー 横田 敏 協会 部長
 事務局 中澤 一隆 協会 専務理事
 片桐 佐和子 チーフ

議事

1. 協会が厚労省に提出する医薬品・医療機器法改正要望の取りまとめに当たり、協会事務局から経緯と今後の段取りを説明

- ①5月25日の常任理事会で法制委員会が取りまとめることとなり、急遽委員会を開催することとなったこと
- ②内容については、6月15日の常任理事会で法制委員会に一任することとなったこと
- ③6月中に厚労省に提出し、8月7日の常任理事会で事後報告することになること

2. その後、要望書案について審議。併せて、3団体の意見書

案についても意見交換を行った。

改正要望については、事務局作成案をベースに若干の要望項目を追加し、完成物とすることを決定。

以上

平成30年度第2回 登録販売者委員会 議事録

日時：平成30年7月25日(水) 11:30~14:00

場所：日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者：

委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長
 委員 小川 重行 ウエルシア薬局(株)
 教育本部 登販教育部 部長
 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー
 委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ
 人財部/地域連携室 主任
 委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部長
 委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長

議事

浦上委員長 挨拶

1. 登録販売者地位向上の活動について

- ・一般のお客様の目に付くような企画を考える。「きっかけづくり」として「登録販売者の日」という記念日の登録はどうか。
 - ・薬剤師が主役のイベントはあるが、今後登録販売者が中心になるイベントが必要。
 - ・各企業内で登録販売者の地位向上への取り組みは行われていなかった。薬剤師との違いははっきり説明できない。まずは知ってもらうことが大事なので「登録販売者の日」を作りたい。
- 「10月6日 登録販売者の日」の提案
- ・登録販売者を一般消費者に知っていただくため、記念日登録を行う。
 - ・活動内容
 - 「こどもの歯ブラシ事故防止」活動、献血、他団体(家庭薬協会、一般薬連、OTC協会等)とのイベントの協力
 - ・8月7日の常任理事会で提案する。
 - ・JACDS記者会見や支部長の薬務課訪問の際にも告知
 - ・2019年10月6日の登録を目指す。
- 登録の「由来」、「目的」、「活動」案を考える

2. 登録販売者実態調査の進捗について

- ・55社から回答があった。ドラッグストアが現在約2万店といわれているので、半数の把握ができた。
- ・薬務課からの問い合わせに対し、1店舗あたり平均として5人いると回答できる

3. 日本医薬品登録販売者協会の活動について

- ・滋賀県モデルの進捗について
 - 11月24日(土)ピバシティ彦根(南彦根)市民公開イベントを開催する。
- 業界関係者向けの講習会・セミナーも年度内に開催予定

4. その他

- ・次回の開催日程と内容
 - 10月19日(金) 11:30~14:00
- ・「登録販売者の日」を登録するにあたっての「由来」、「目的」、「活動」案を検討する

以上

第4回常任理事会 議事録

日時：平成30年8月7日(火) 12:00~16:00

会場：日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

欠席者：後藤常任理事

議事：

青木会長挨拶

今西事務総長挨拶

1. 「宗像事務総長 お別れの会」について

- ・中澤専務より開催概要について説明をした。

2. 寺西忠幸名誉会長叙勲祝賀会について

- ・中澤専務より開催概要について説明をした。
- ・寺西名誉会長より、大変名誉であるということと、JACDSとして受章したことが良かったと話された。

3. 医療品医療機器法改正の動向と遠隔オンライン服薬指導解禁について

- ・法制委員会で見えを取りまとめて、要望書を厚生労働省に提出したことが報告された。要望書の内容について、中澤専務より解説があった。

4. 日本チェーンドラッグストア協会 20周年記念事業に向けて

- ・貴島委員長より進捗の報告があった。
- ・各ブロックの支部長会時に、個店とチェーンドラッグストアとの連携事業について、滋賀県以外の地域についても状況把握する。
- ・健康サポートドラッグについて、質問があり、健康サポート薬局との差異が理解できないため、あらためてわかるようにしてほしいと事務局へ要望があった。次回、説明。

5. 社会貢献委員会からの報告

- ・そらぶちキッズキャンプの視察について、富山委員長より報告があった。
- ・7月29日(日)にキャンプ場視察を実施。JACDSより1500万円の寄附金を贈呈した。
- ・現在、年10回キャンプを実施している。将来的には20回に増やしたい。
- ・今年の募金企業は21社もっと協力企業をふやしたい。御協力をお願いしたい。

6. 組織委員会からの報告

- ・皆川委員長から報告があった。
- ・9月については、従来のブロック総会を変更して、支部長会とセミナーを実施する。東日本ブロックは支部長会のみ。セミナーは今西事務総長の講演を行う。

7. 登録販売者委員会からの報告

- ・浦上委員長から報告があった。
- ・「登録販売者の日」を10月6日に制定したい。
- ・登録販売者の実態調査を行なった。55社から10800店舗の回答を得られた。

8. 第19回 JAPAN ドラッグストアショー実行委員会の活動報告

- ・杉浦実行委員長から報告があった。
- ・企業訪問、食と健康について、今回の実行委員会の組織について報告した。

9. セルフメディケーションアワード委員会からの報告

- ・櫻井委員長から報告があった。
- ・審査と発表会を2月に都内で行なう。
- ・前回は260作品で入社3年以内が多かったので新人賞を設ける。

10. 消費税増税&軽減税率導入について

- ・事務局より説明会について報告した
- ・東京は8月2日(木)に開催、西日本は8月30日に開催予定

11. 返品削減会議について

- ・事務局より会議開催について報告した

・8月17日(金)に開催予定

12. 報告・連絡事項

・事務局より資料を基に報告をおこなった。

以上

平成30年度第3回法制委員会 議事録

日時：平成30年8月22日(水) 11:30~14:30

場所：協会会議室(虎ノ門)

出席

- 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
- 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
- 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
- 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
戦略事業推進本部 調剤推進部長
- 委員 関口 一徳 (株)カワチ薬品ヘルスケア推進部
ヘルスケアソリューション室長
兼ドラッグインフォメーション室長
- 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
薬事行政担当サポートリーダー

事務局 中澤 一隆 協会専務理事 片桐 佐和子 チーフ
議事

1. 医薬品医療機器法改正の動向

前回委員会で取りまとめた厚労省要望を事務局から説明。前回欠席者から異論はなかった。また、国、薬剤師会の動向について事務局より報告し、意見交換。

2. 前回の宿題

1) 外国人の雇用問題

事務局より中国人正社員採用その他の状況を説明。

今後もこの問題を取り上げることとし、次回委員会で外国人薬事関係者の派遣事業者からヒアリングすることを決定。また、外国人が薬剤師や登録販売者資格を有する場合の就労ビザの取扱いについて事務局が調査することとなった。

2) 小売業における労働災害防止

事務局より、中央労働災害防止協会昨の企業向けパンフを披露。この問題については、既存の資料が存在することや、以前にコンプライアンス委員会でも会員向けに同協会の作成物や企業向け無料サービスの存在を周知したことから、法制委員会として当面これ以上取り上げないこととなった。

3. 薬務課訪問事業における行政当局との意見交換

事務局からの作成資料の説明を受け、次回委員会までにその内容を精査・充実させるとともに、事務局で事項ごとに協会のスタンスを追記することを決定。成果物は次回委員会で審議し、組織委員会が行う行政訪問に活用することとなった。

4. 今後の日程 11日30日、3月18日

以上

第5回常任理事会 議事録

日時：2018年10月11日(木) 11:00~12:00

会場：メルパルク東京 3階 牡丹の間

欠席：江黒副会長、関 委員長、榊原委員長

議事：

青木会長あいさつ

1. 常任理事の増員について

戦略会議の意見を踏まえ、上場企業並びに組織の若返りのため、会長自らの指名で塚本理事を本日から常任理事会に出席してもらうことにしたとの説明があり、出席者全員が了解し、拍手で迎えられた。

2. 寺西忠幸名誉会長叙勲祝賀会について

9月14日の祝賀会の様子を今西事務総長が説明し、寺西名誉会長から発起人となった常任理事の方々へ感謝の意が表された。

3. 故 宗像守 前事務総長への慰労について

規約第12条に則り、ドラッグストア業界に多大な貢献のあった宗像氏を慰労金する提案が根津執行委員長よりされ、出席者全員が承認した。

4. 理事会について

概要が今西事務総長から説明された。以下の5. ~12の議事は理事会において詳しく説明することが伝えられた。

5. 医薬品医療機器法改正の動向について

6. OTC医薬品販売の信頼性確保について

7. ドラッグストア調剤の拡大を目指して

8. 「総額表示義務規定」における改正要望について

9. 協会設立20周年記念事業の進捗について

10. 第11回支部長会&特別セミナーについて

11. そらぶちキッズキャンプ支援活動について

12. 第19回ジャパンドラッグストアショーの概要報告

13. 秋の政治連盟特別セミナー&レポート報告会の開催について

根津政連幹事長より11月29日の件が説明された。政連特別講演は経済評論家の上念 司先生、レポート報告会は最初に今西事務総長のセミナーを1時間、そのあと、レポート冊子の説明を1時間行う。

14. 防犯・有事委員会報告

平成30年度7月豪雨被災地支援募金について石田委員長より報告された。協会口座に集められた浄財は約557万円。16日に日本赤十字社に寄付する。

15. セルフメディケーションアワード委員会報告

第14回セルフメディケーションアワード並びに第7回健康(セルメ)川柳コンクールの募集概要が櫻井委員長より報告された。常任理事各社に応募の協力要請がなされた。

16. 青年部会報告

9月21日の会議における意見などが報告された。

・青年部会そのもののあり方について、また、ジャパンドラッグストアショー実行委員会のあり方に関する意見が述べられた。

・また、食と健康ゾーンを作り上げるため、卸企業をサポート企業として実行委員会にテストケースとして入れることが提案され、了承された。

17. 報告事項

・平成30年度の薬事功労者厚生労働大臣表彰に皆川副会長、浦上副会長が内定したことが報告された。表彰式は10月23日(火)厚労省2階講堂にて。

・地域登録販売者団体との団体連携モデルの対応が報告された。

・そのほか、軽減税率、日本ヘルスケア協会、セルフメディケーション税制、OTC医薬品普及啓発イベント参加、返品率削減会議などが報告された。

18. 今後のスケジュール

年内~来年3月のスケジュールについての確認がされた。

2月については、ブロック総会の全国4か所の日程が決定されたことを受け、常任理事会&トップ会の日程を後日、常任理事の参加可能日を聞いて、決定することになった。

19. その他

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■登録販売者試験受験対策支援

☆平成30年度 登録販売者試験情報(平成30年11月2日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁1ページ分あり】

■第14回セルフメディケーションアワード作品募集開始

第14回セルフメディケーションアワードの作品募集が9月15日より開始しています。薬局・ドラッグストアの専門家、薬学生を対象に、専門家としての資格を活用して実践した成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

★★★今回のリニューアルポイントについて★★★

より多くの方に応募いただくため、業界経験3年以内の専門家を対象としたフレッシュ部門を新設しました。

12月15日が募集の締め切りです。皆様からの、たくさんのご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集開始

第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集が10月1日より開始しています。JAPANドラッグストアショーの同時開催イベントして定着し、毎年1万5千作品以上の応募があります。募集締め切りは来年1月末です。

来店される一般生活者の方だけでなく、会員企業の従業員の皆様も応募可能です。多数のご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁6ページ分あり】

■介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料:後頁2ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、漢方アドバイザーの受講生を募集しています。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料:後頁2ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会のご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

■「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

平成30年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成30年11月2日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月29日(水)	10月1日(月)	1,136名	1,937名	58.6%
青森県	8月29日(水)	10月1日(月)	326名	655名	49.8%
岩手県	8月29日(水)	10月1日(月)	298名	589名	50.6%
宮城県	8月29日(水)	10月1日(月)	626名	1,106名	56.6%
秋田県	8月29日(水)	10月1日(月)	215名	439名	49.0%
山形県	8月29日(水)	10月1日(月)	265名	502名	52.8%
福島県	8月29日(水)	10月1日(月)	867名	1,826名	47.5%
茨城県	9月5日(水)	10月5日(金)	676名	1,813名	37.3%
栃木県	9月5日(水)	10月5日(金)	432名	1,213名	35.6%
群馬県	9月5日(水)	10月5日(金)	487名	1,354名	36.0%
埼玉県	9月9日(日)	10月9日(火)	1,009名	3,155名	32.0%
千葉県	9月9日(日)	10月9日(火)	945名	2,622名	36.0%
東京都	9月9日(日)	10月9日(火)	1,769名	5,001名	35.4%
神奈川県	9月9日(日)	10月9日(火)	1,357名	3,442名	39.4%
新潟県	9月5日(水)	10月5日(金)	413名	989名	41.8%
富山県	9月5日(水)	10月19日(金)	286名	806名	35.5%
石川県	9月5日(水)	10月19日(金)	290名	838名	34.6%
福井県	8月19日(日)	10月5日(金)	178名	915名	19.5%
山梨県	9月5日(水)	10月5日(金)	142名	385名	36.9%
長野県	9月5日(水)	10月5日(金)	347名	925名	37.5%
岐阜県	9月5日(水)	10月19日(金)	476名	1,280名	37.2%
静岡県	9月5日(水)	10月19日(金)	1,061名	2,240名	47.4%
愛知県	9月5日(水)	10月19日(金)	1,170名	2,789名	42.0%
三重県	9月5日(水)	10月19日(金)	411名	930名	44.2%
滋賀県	8月19日(日)	10月5日(金)	293名	1,000名	29.3%
京都府	8月19日(日)	10月5日(金)	768名	1,992名	38.6%
大阪府	9月13日(木)	10月26日(金)	2,425名	5,012名	48.4%
兵庫県	8月19日(日)	10月5日(金)	1,268名	3,504名	36.2%
奈良県	11月18日(日)	1月9日(水)			
和歌山県	8月19日(日)	10月5日(金)	199名	645名	30.9%
鳥取県	11月15日(木)	12月21日(金)			
島根県	11月15日(木)	12月21日(金)			
岡山県	11月15日(木)	12月21日(金)			
広島県	11月15日(木)	12月21日(金)			
山口県	11月15日(木)	12月21日(金)			
徳島県	10月24日(水)	12月3日(月)			
香川県	10月24日(水)	12月3日(月)			
愛媛県	10月24日(水)	12月3日(月)			
高知県	10月24日(水)	12月3日(月)			
福岡県	12月9日(日)	1月16日(水)			
佐賀県	12月9日(日)	1月16日(水)			
長崎県	12月9日(日)	1月16日(水)			
熊本県	12月9日(日)	1月16日(水)			
大分県	12月9日(日)	1月16日(水)			
宮崎県	12月9日(日)	1月16日(水)			
鹿児島県	12月9日(日)	1月16日(水)			
沖縄県	12月9日(日)	1月16日(水)			
計			20,135名	49,904名	40.3%

※詳細は各都道府県に確認願います。

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

第14回

セルフメディケーション アワード

14TH SELF-MEDICATION AWARD

作品大募集!!

募集期間
2018年 9月15日(土)
2018年 12月15日(土) 必着

2019年2月9日(土)、最終選考会でグランプリが決定します!

受賞者は2019年3月に開催される第19回JAPANドラッグストアショーにおいて発表と表彰、シンポジウムに参加

募集テーマと応募対象者

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- テーマ
- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
 - 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について
 - ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について

- 応募対象者
- ◆薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
エキスパート部門：業界経験3年超
フレッシュ部門：業界経験3年以内(募集時点での業界での勤務年数)
 - ◆薬学生、薬業専門学校生
学生部門：薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生



応募詳細は、裏面又は協会のホームページをご覧ください。

<http://www.jacds.gr.jp>

主催
問い合わせ

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会の、一般財団法人日本ヘルスケア協会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協会の、日本薬業専門学校連絡協議会 (以上11団体順不同)

第14回 セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-MAILにて送信下さい。
送付先：sec@jacds.gr.jp
件名：第14回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第14回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2018年9月15日(土)～2018年12月15日(土)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 「街の健康ハブステーション構想」の実現に向けた取り組みについて
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について

応募資格と部門

◆ 薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)

【応募部門】

- エキスパート部門：業界経験3年超
- フレッシュ部門：業界経験3年以内
(募集時点での業界での勤務年数)

【応募区分】

それぞれの部門において、個人としての活動／企業団体としての活動を設け、個人として行った活動と、企業や店舗による団体としての活動を分けて審査を行います。

応募の際は応募票に応募部門、応募区分の明記をお願いします。

◆ 薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件を満たさない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数：2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- フレッシュ部門への応募については応募時点での業界経験が3年以内であること。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- ① 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、佳作等の選考を行います。
- ② グランプリ候補作品は、応募論文及び、2019年2月9日(土)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。

※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2019年1月中旬に通知を行なう予定です。

※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。

※最終選考会には一般には公開を行わず、候補者と審査委員と業界関係者、報道関係者の参加で行います。

※受賞者には2019年3月に開催される第19回JAPANドラッグストアショーのイベントにおいて発表と表彰、シンポジウムへ参加いただきます。

表彰と報奨

- グランプリ：賞金20万円 1作品
- 準グランプリ：賞金10万円
個人の活動部門／団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
- 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞、学生部門特別賞等)：賞金5万円
※上記の賞は、2019年2月9日(土)に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
- フレッシュ部門賞：賞金5万円 1作品
※審査結果によっては受賞作品が無い場合も有ります。
- 佳作：賞金1万円
※佳作は全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です。
- 奨励賞：図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。

薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
 - 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

健康(セルメ)川柳 コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、
健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK!ふるって応募ください。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募ください
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



【セルフメディケーションとは?】

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】

薬、健康食品、機能性食品、サプリメント、医師、薬剤師、登録販売者、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、介護、スマイルケア食品、等々…

賞・記念品

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞 | 1作品 | 賞金20万円 |
| ● 準大賞 | 1作品 | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 | 2作品 | 賞金5万円 |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● スポンサー賞 | 各社1作品 | 賞金5千円 |

【記念品】

- 受賞者にはトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 第19回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。
～2019年3月15日(金)幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤川柳先生に優秀100作品を選考していただき、3月15日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】

- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2019年3月下旬予定)

《主催者・問い合わせ先》

日本チェーンドラッグストア協会 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

http://www.jacds.gr.jp/ E-mail:sec@jacds.gr.jp

第7回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2018年10月1日(月)～2019年1月31日(木)
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は
 日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。
 広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、応募ください。

■スマートフォン・携帯電話による応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、62円切手を貼って投函ください。または切り取らずにFAXにて送付ください。

FAX送付先: 045-474-2569

※必要事項が記載されていれば官製はがきでの応募も受け付けます。

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
- 1人あたりの応募数に上限はありません。
 (受賞は1人1作品となります)
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。

応募はどなたでもOK!
 ふるって応募ください。



スマートフォン用QRコード



携帯電話用QRコード



キリトリ線

応募作品

* 「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

作品2

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

キリトリ線

郵便はがき

62円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
 楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

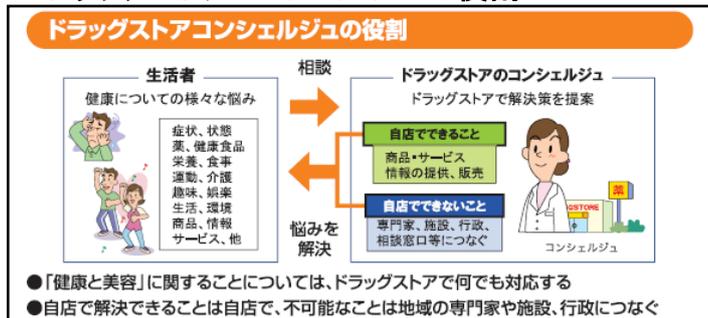
E-mail
 (携帯メール可)

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

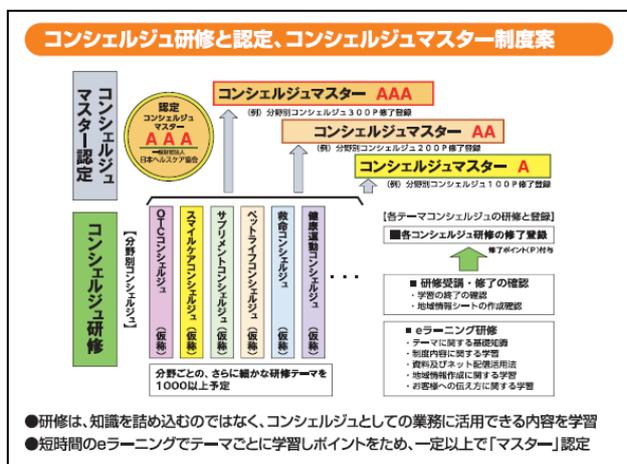
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。
 ※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座		コンテンツ	
テーマ	■食と健康	コンテンツ	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	
	★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	
	★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	
	★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他		
テーマ	■ヘルスケア	コンテンツ	
	★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	
	★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	
	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	
テーマ	■ビューティケア	コンテンツ	
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ	
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他	
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他	
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他	
テーマ	■ベビーケア	コンテンツ	
	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他	
	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他	
	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他	
	■健康維持生活	コンテンツ	
	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介	
テーマ	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他	
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他	
テーマ	■健康関連制度	コンテンツ	
	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他	
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他	
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他	
	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他	

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年秋頃までは無料で受講が可能(有料になった時、受講をご希望がご連絡します)

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

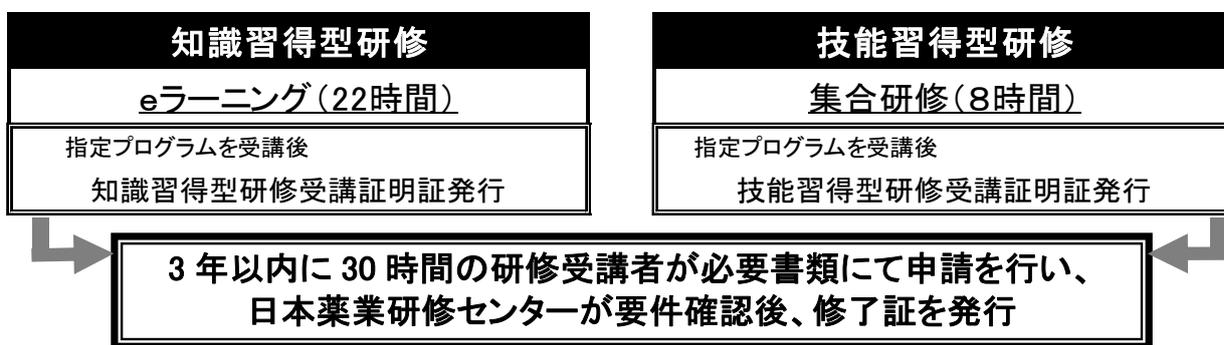
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、昨年3月の千葉からスタートし、7月より、本格的に各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

千葉、仙台、大阪等では、地域の薬務課の方も来場され、講義を行って頂きました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。 ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・III は、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2019年4月14日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分

● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●平成30年度 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		連絡先TEL	
	所属先名 (所在地)		薬剤師 登録番号	都道 府県 区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2019年4月14日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル					
				名	名	名	名	
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館					
				名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修		
〔記入例〕	実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
	A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
企業 個人		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
	○				○	静岡県			3~5		
	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※Ⅲ 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

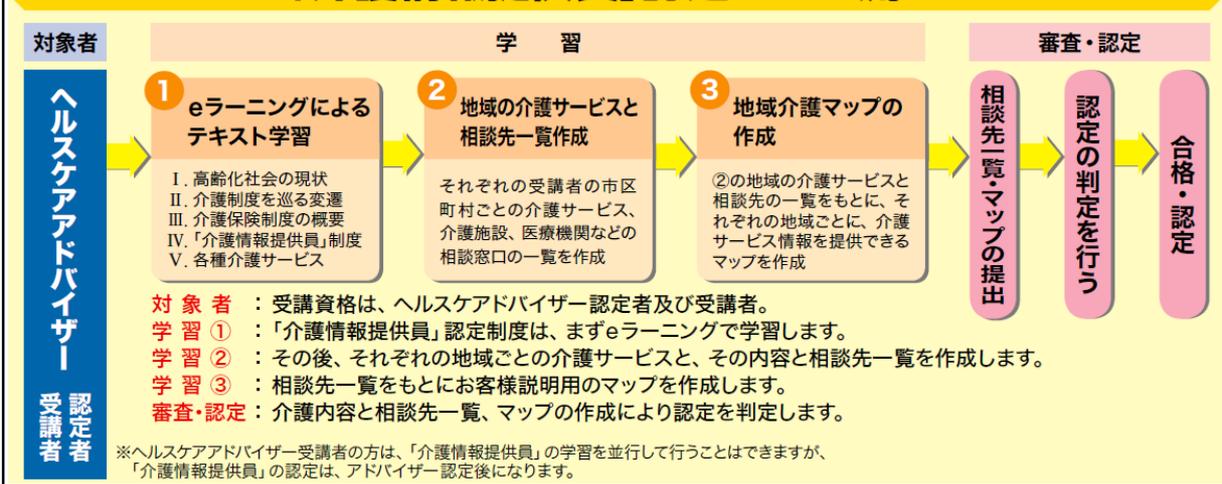
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



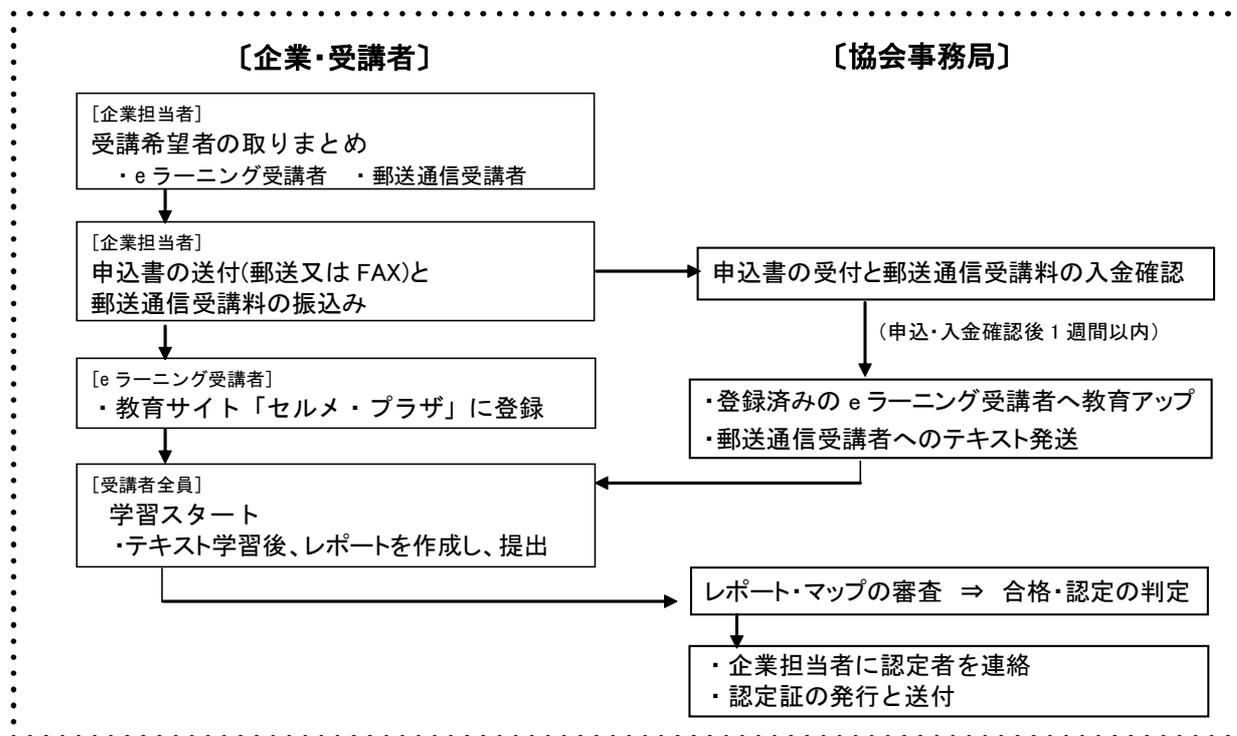
■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

募集締切日 2018年11月30日

第36期
(2018年10月生)
募集中

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

第36期募集が新規受講者最終募集となります。

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2018年11月30日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・こころとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの応対に関する知識・技術編
・応対に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・応対基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)


募集締切日 2018年11月30日

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

第28期募集が新規受講者最終募集となります。

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙っています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2018年11月30日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・中医学小史
- ・中医学基礎知識
- ・中医診断学概要
- ・中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・中薬の基本知識(下)
- ・常用中薬
- ・常用の方剤(上)
- ・常用の方剤(下)
- ・食物の医療・保健作用
- ・病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・漢方の世界「中医学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医学大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : <http://www.jacds.gr.jp> (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : <http://www.hbc-ctr.gr.jp> (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

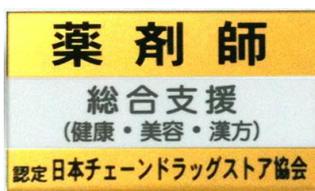
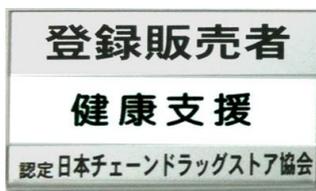
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、ベビー、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

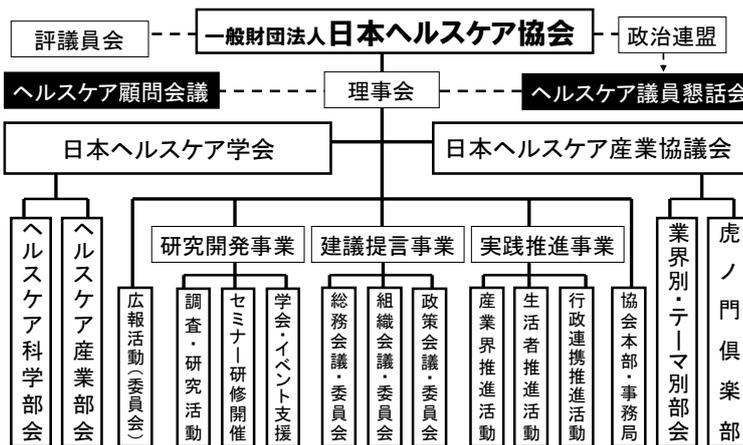
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
業種			
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
E-mail:			
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
E-mail:			
年会費		3千円(人/年)	請求書(どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2018年2月15日午後4時から2019年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成30年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

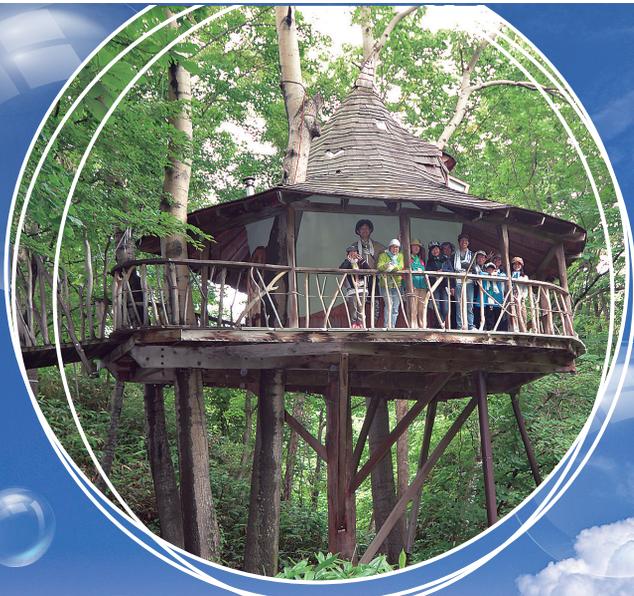
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

 solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail : sec@jacds.gr.jp

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail : info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 平成 30 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(依頼)—医薬・生活衛生局(10 月 18 日)
本年は 2 年に 1 度の届出年です。2019 年 1 月 15 日までに薬剤師の届出をお願いします。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

2. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2017 年年報」の周知について

—医薬・生活衛生局(10 月 29 日)

周知依頼がありました。公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに公開されています。後頁の資料にも目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁 2 ページ分あり】

URL: <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/contents/report/index.html>

3. ケイヒ製剤の広告における取扱いについて—医薬・生活衛生局(10 月 23 日)

医薬・生活衛生局より通知がありました。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

4. 国内未承認のいわゆる発毛薬の服用が原因と考えられる健康被害の発生について

—医薬・生活衛生局(10 月 30 日)

医療機関において医師が個人輸入した国内未承認の医薬品による健康被害が報告されています。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

5. 要指導薬として指定された医薬品について—医薬・生活衛生局(10 月 30 日)

医薬・生活衛生局より事務連絡がありました。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

【経済産業省】

6. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(8月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁 15 ページ分あり】

【消費者庁】

7. 機能性表示食品の届出後における安全性及び機能性を担保するための取組並び

に健康被害の未然防止・拡大防止を図るための取組推進依頼について—消費者庁(10 月 25 日)

消費者の本制度への信頼性を確保するための自主的な取り組みについての周知依頼です。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁 11 ページ分あり】

【公正取引委員会 中小企業庁】**8. 下請取引適正化推進月間の実施について—公正取引委員会 消費者庁(10月19日)**

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及啓発の取り組みを実施しているとのことです。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

【大阪国税局】**9. 「酒類の公正な取引に関する基準」の遵守について—大阪国税局(11月2日)**

平成29年6月に「酒類の公正な取引に関する基準」が施行されましたが、遵守されていない取引が見受けられるとのことです。後頁の自己チェックシートをご活用いただき、法令順守の確認をお願いいたします。詳細は以下のURLならびに後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。

・酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて(法令解釈通達)

URL: <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/170331/01.htm>

・酒類の公正な取引に関する基準に関するQ&A

URL: https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/tokusyu201604/qa_torihiki_kijun.pdf

【資料:後頁5ページ分あり】

【団体】**10. セミナーのご案内について—一般財団法人 日本家族計画協会(10月26日)**

JACDSも後援しているセミナーについて周知依頼ありましたので、掲載します。ご協力のほど、よろしくお願いします。

URL: <https://jfpa.jp/seminar/sem/seminar.php?sid=2019-020-007>

薬生総発 1029 第 6 号
薬生安発 1029 第 5 号
平成 30 年 10 月 29 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2017 年年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」とする。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」とする。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構より、平成 29 年 1 月から 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2017 年年報」が公表されました。この年報は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハット事例の発生防止のため、貴会会員及び関係者に対し、本年報の周知方お願いいたします。

記

1. 現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとの報告を機構から受けています。このため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先に問合せいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

※診療報酬の照会先のURL：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196837.pdf>

2. 本事業で平成29年に報告された件数は6,084件となり、そのうち、「調剤」の事例は3,823件、「疑義照会」の事例は2,234件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本事業は多数の薬局が参加登録及び報告することにより情報が蓄積され医療安全に繋がります。そのため、貴会会員薬局に対する本事業への積極的な参加登録及び報告の呼びかけについて御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

医政医発 1018 第 4 号
医政歯発 1018 第 2 号
薬生総発 1018 第 2 号
平成 30 年 10 月 18 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医政局
医 事 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局
歯 科 保 健 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局
総 務 課 長
(公 印 省 略)

平成 30 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。

記

- 1 届出義務のある者 日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項 平成30年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 住所地の保健所又は従業地の保健所
- 4 届出の期限 平成31年1月15日

事務連絡
平成30年10月18日

日本チェーンドラッグストア協会 担当者様

厚生労働省
医政局 医事課
医政局 歯科保健課
医薬・生活衛生局 総務課
医師・歯科医師・薬剤師届出担当

平成30年医師・歯科医師・薬剤師届出リーフレットについて（送付）

医師・歯科医師・薬剤師届出の実施につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

届出対象である、医師・歯科医師・薬剤師の方に周知・広報を行っていただくよう、リーフレットを送付いたします。こちらを御活用いただき届出漏れのないよう、幅広く周知・広報をお願いいたします。

今後とも、当届出の実施につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局医事課

医政局歯科保健課

医薬・生活衛生局総務課

医師・歯科医師・薬剤師届出担当

代表電話：03-5253-1111（内線 7523、7515）

直通電話：03-3595-2958

E-mail：sanshi@mhlw.go.jp

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

平成30年12月31日現在の状況をお知らせください。

対象 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限 平成31年1月15日（火）まで

Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけただ届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

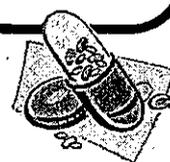
▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療
> 医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省



事務連絡
平成30年10月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
監視指導・麻薬対策課

ケイヒ製剤の広告等における取扱いについて

一般用医薬品である生薬のエキス製剤の製造販売承認申請時の取扱いについては、「生薬のエキス製剤の製造販売承認申請に係るガイダンスについて」（平成27年12月25日薬生審査発1225第6号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「ガイダンス通知」という。）によりお示ししているところですが、今般、ケイヒ製剤の販売に際し、広告等の留意点をまとめたので、貴管下関係業者に対し周知するとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮願います。

記

1 効能又は効果（以下「効能等」という。）について

ガイダンス通知において、ケイヒ末の効能等として記載している「口渇、のどの渇き、糖尿病」は、従前より漢方製剤で用いられていたケイヒ末の効能等について、最新の科学的知見を補足したものです。一般的にケイヒ末は、小腸からの糖の吸収を遅くし、食後血糖の上昇を緩やかにする作用を有すると考えられています。そのため、同通知においてケイヒ末の効能等として記載している「糖尿病」は、糖尿病の治癒のための治療又は予防を指すものではありません。

2 広告表現について

かねてより、医薬品等適正広告基準（平成29年9月29日薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）においては、糖尿病を含めた、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告に使用してはならないこととしています。

また、一般用医薬品は薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されるものであることを踏まえ、ケイヒ製剤の広告を行う際は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条第1項及び医薬品等適正広告基準の趣旨及び内容を踏まえ、以下の点に留意願います。

- （1）作用機序、効能等の表現、販売名を組み合わせた表現により、糖尿病の治癒のための治療又は予防に用いられるような誤解を招く広告は厳に慎むこと。
- （2）糖尿病の治癒のための治療又は予防に用いる医薬品ではない旨の記載の付記

又は標榜を必ず行うこと。

- (3) 糖尿病の効能効果に対応する広告上の訴求表現としては、「食後血糖の上昇抑制及び血糖上昇に伴う口渇、のどの渇きの緩和」といった趣旨に留めること。



事務連絡
平成30年10月30日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

国内未承認のいわゆる発毛薬の服用が原因と考えられる健康被害の発生について

医療機関において医師が個人輸入した国内未承認のいわゆる発毛薬を医師の指示の下で服用したことにより、別添のとおり健康被害を生じた事例が報告されました。

個人輸入した医薬品等は、医薬品医療機器等法を遵守して販売等されている医薬品等に比べて、保健衛生上の危険性があり、健康被害を生じるケースもありますので、安易に服用指示及び投薬することのないよう、貴管下関係者に注意喚起するようお願いいたします。

なお、医療機関において、医師が個人輸入した医薬品をどうしても投薬する必要がある場合には、当該医薬品が国内未承認であり、品質、有効性、安全性が確認されたものではないことを患者に説明するとともに、副作用による健康被害の発生の有無を随時確認するなど慎重に実施する必要があること、また、副作用等による健康被害が確認された場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から必要があると認めるときは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項に基づき、「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」により報告する必要があることについても、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただきますようお願いいたします。



薬第760号

1. 概要

医療機関において医師が個人輸入した国内未承認のいわゆる発毛薬を、医師の指示の下で約3週間服用した40歳代の男性において、肝機能障害が生じた事例が報告されました。

現在、男性は別の医療機関で診察を受け、軽快しています。

当該製品は、医師が適切な手続きを経て、個人輸入したものであり、ミノキシジル2.5 mgを含有する錠剤、フィナステリド1 mgを含有する錠剤、ビタミン類等を含有する錠剤の3種類の錠剤で構成されています。上記男性は、1日当たりミノキシジル2.5 mgを含有する錠剤を2錠、フィナステリド1 mgを含有する錠剤を1錠服用していました。

肝機能障害が生じた後に診察した別の医師によると、本件の肝機能障害は、当該製品の服用に伴う副作用の可能性が高いと判断されています。

2. 有効成分情報

- ・ミノキシジル：国内では、脱毛している頭皮に塗布する一般用医薬品として承認されています。なお、国内では、内服薬として承認された医薬品はありません。
- ・フィナステリド：国内では、処方箋医薬品として承認されています。重大な副作用として、肝機能障害があらわれることがあります。

3. 健康被害の内容

- ・平成30年7月に、国内の40歳代の男性1名が医療機関で診察を受け、医師の指示の下で、上記製品を服用したところ、血液検査において肝機能を示す数値（AST、ALT及びγGTP）が高値であったことから、上記製品を処方した医師から服用中止と別の医療機関での診察の指示を受け、別の医療機関に通院しました。
- ・現在までに、男性は医療機関の診察を受け、軽快しています。

事務連絡
平成30年10月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第374号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>）において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
フルニソリド	ロートアルガードクリア ノーズ 季節性アレルギー 専用	ロート製薬株式会社	平成 30 年 10 月 30 日	安全性等に関する製造販 売後調査期間（3年）	—

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成30年8月分

August, 2018

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成30年8月の家電大型専門店販売額は3508億円、前年同月比で見ると▲1.6%の減少となった。商品別にみると、カメラ類が同▲12.0%の減少、情報家電が同▲7.0%の減少、AV家電が同▲2.4%の減少、生活家電が同▲0.5%の減少となった。一方、通信家電が同9.0%の増加、その他が同2.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,508	460	669	273	142	1,605	359	2,544
▲1.6	▲2.4	▲7.0	9.0	▲12.0	▲0.5	2.2	1.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成30年8月のドラッグストア販売額は5469億円、前年同月比で見ると5.2%の増加となった。商品別にみると、健康食品が同9.8%の増加、食品が同9.3%の増加、その他が同6.9%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同6.6%の増加、トイレタリーが同4.7%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同2.8%の増加、調剤医薬品が同2.7%の増加、OTC医薬品が同0.8%の増加となった。

一方、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲0.2%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,469	328	743	342	197	828	521	834	1,549	127	15,488
5.2	2.7	0.8	▲0.2	9.8	6.6	4.7	2.8	9.3	6.9	4.9

7. ホームセンター販売額の動向

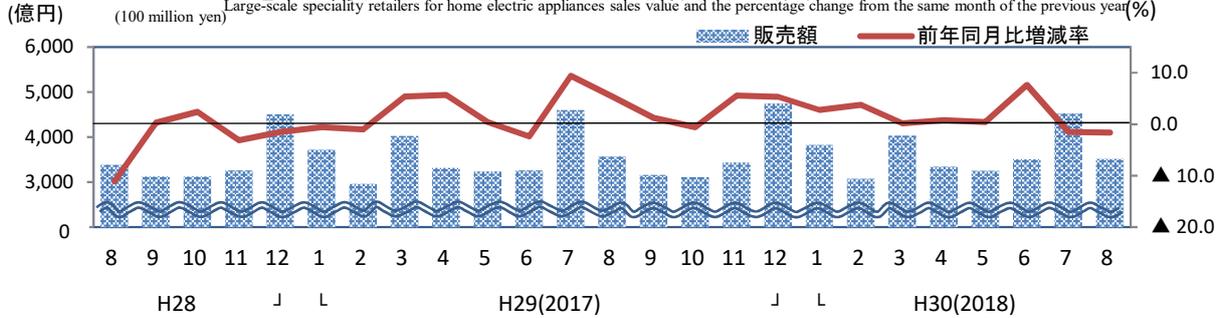
平成30年8月のホームセンター販売額は2740億円、前年同月比で見ると▲1.3%の減少となった。商品別にみると、家庭用品・日用品が同▲4.9%の減少、オフィス・カルチャーが同▲3.5%の減少、園芸・エクステリアが同▲2.2%の減少、ペット・ペット用品が同▲1.4%の減少、電気が同▲1.1%の減少、インテリアが同▲0.4%の減少となった。

一方、その他が同3.3%の増加、カー用品・アウトドアが同2.3%の増加、DIY用具・素材が同0.7%の増加となった。

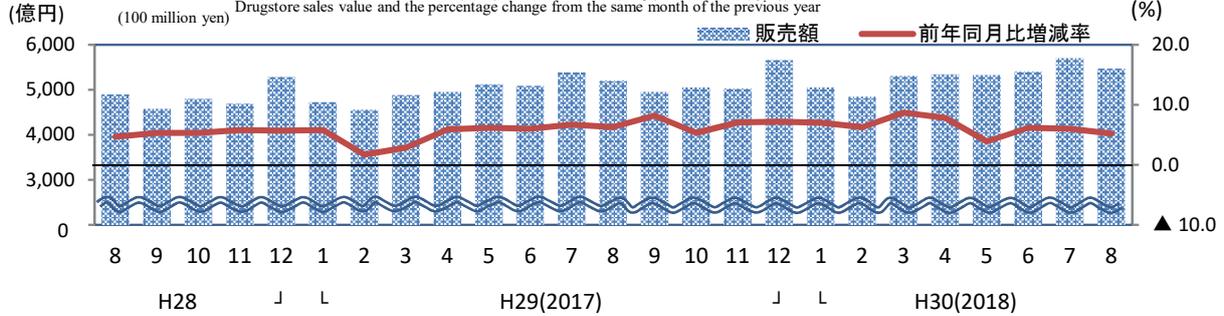
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,740	554	162	194	638	385	218	185	135	269	4,325
▲1.3	0.7	▲1.1	▲0.4	▲4.9	▲2.2	▲1.4	2.3	▲3.5	3.3	1.0

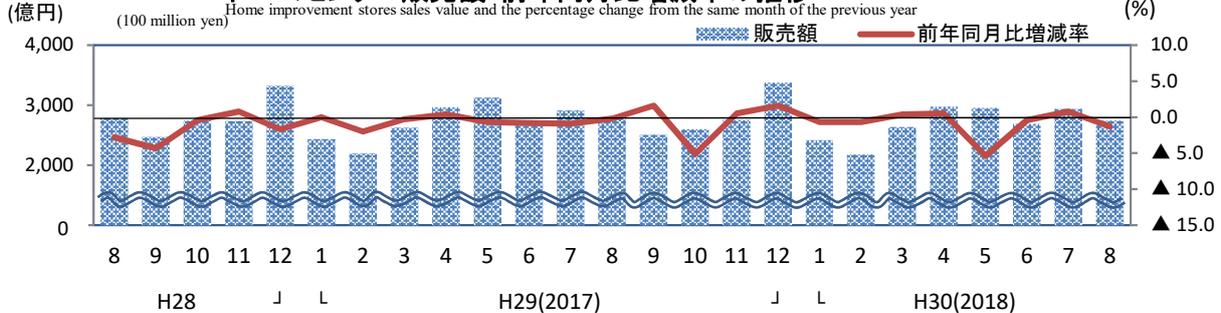
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 27 年	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	C.Y. 2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
29	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
平成 27 年度	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	F.Y. 2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	2016
29	43,343	3.2	2,530	61,624	6.4	15,197	32,920	▲0.4	4,306	2017
平成 29 年 4~6月	9,809	1.1	2,503	15,161	5.6	14,672	8,785	▲0.4	4,279	Q2 2017
7~9	11,320	5.8	2,508	15,530	6.6	14,838	8,192	0.1	4,291	Q3
10~12	11,288	3.7	2,529	15,730	6.1	15,049	8,720	▲0.8	4,304	Q4
平成 30 年 1~3月	10,926	2.1	2,530	15,203	7.4	15,197	7,223	▲0.3	4,306	Q1 2018
4~6	10,094	2.9	2,540	16,063	5.9	15,409	8,619	▲1.9	4,325	Q2
平成 29 年 6月	3,257	▲2.4	2,503	5,084	5.6	14,672	2,698	▲0.8	4,279	Jun. 2017
7	4,595	9.4	2,510	5,383	6.3	14,714	2,910	▲0.9	4,282	Jul.
8	3,567	5.4	2,506	5,199	5.8	14,767	2,775	▲0.2	4,281	Aug.
9	3,158	1.2	2,508	4,948	7.8	14,838	2,507	1.6	4,291	Sep.
10	3,105	▲0.6	2,510	5,047	4.9	14,889	2,599	▲5.1	4,293	Oct.
11	3,436	5.6	2,530	5,020	6.6	14,978	2,750	0.5	4,298	Nov.
12	4,748	5.3	2,529	5,663	6.8	15,049	3,371	1.6	4,304	Dec.
平成 30 年 1月	3,821	2.8	2,526	5,053	7.0	15,079	2,415	▲0.7	4,300	Jan. 2018
2	3,073	3.8	2,527	4,844	6.3	15,124	2,175	▲0.7	4,296	Feb.
3	4,032	0.2	2,530	5,307	8.7	15,197	2,633	0.4	4,306	Mar.
4	3,342	0.8	2,532	5,337	7.8	15,281	2,976	0.5	4,324	Apr.
5	3,249	0.4	2,533	5,326	3.9	15,352	2,955	▲5.4	4,327	May
6	3,504	7.6	2,540	5,400	6.2	15,409	2,689	▲0.4	4,325	Jun.
7	4,525	▲1.5	2,541	5,705	6.0	15,464	2,935	0.8	4,329	Jul.
8	3,508	▲1.6	2,544	5,469	5.2	15,488	2,740	▲1.3	4,325	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレタ リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month		
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others				
販売額 (百万円)	平成27年	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	C.Y. 2015	
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016	
	29	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017	
	平成27年度	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	F.Y. 2015	
	28	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	2016	
	29	6,162,388	397,756	876,997	425,682	208,532	927,555	586,945	935,975	1,660,992	141,954	15,197	2017	
	平成29年 4~6月	1,516,125	95,467	213,359	103,038	52,347	230,788	146,564	232,855	407,048	34,659	14,672	Q2 2017	
	7~9	1,552,978	97,223	217,843	102,949	53,826	235,389	149,620	241,159	419,714	35,255	14,838	Q3	
	10~12	1,572,996	101,903	224,201	109,004	51,432	237,313	150,151	242,451	418,613	37,928	15,049	Q4	
	平成30年 1~3月	1,520,289	103,163	221,594	110,691	50,927	224,065	140,610	219,510	415,617	34,112	15,197	Q1 2018	
	4~6	1,606,277	98,569	220,785	103,743	55,509	247,823	154,592	243,629	444,703	36,924	15,409	Q2	
	平成29年 6月	508,421	32,550	71,029	33,928	17,942	77,944	49,006	78,558	136,334	11,130	14,672	Jun. 2017	
	7	538,305	32,421	75,001	35,742	18,858	84,068	52,711	83,742	143,616	12,146	14,714	Jul.	
	8	519,922	31,972	73,731	34,235	17,930	77,599	49,767	81,125	141,674	11,889	14,767	Aug.	
	9	494,751	32,830	69,111	32,972	17,038	73,722	47,142	76,292	134,424	11,220	14,838	Sep.	
	10	504,671	32,728	72,473	33,813	17,067	75,070	47,978	77,709	135,985	11,848	14,889	Oct.	
	11	501,991	33,222	71,898	35,142	16,292	74,529	48,686	76,578	133,691	11,953	14,978	Nov.	
	12	566,334	35,953	79,830	40,049	18,073	87,714	53,487	88,164	148,937	14,127	15,049	Dec.	
	平成30年 1月	505,258	32,602	73,718	38,016	16,761	73,869	46,925	74,950	136,737	11,680	15,079	Jan. 2018	
	2	484,380	33,096	68,078	36,462	16,432	68,552	44,870	69,896	136,233	10,761	15,124	Feb.	
	3	530,651	37,465	79,798	36,213	17,734	81,644	48,815	74,664	142,647	11,671	15,197	Mar.	
	4	533,743	33,415	74,497	35,021	18,052	83,819	50,982	79,108	146,663	12,186	15,281	Apr.	
	5	532,550	31,995	73,449	34,331	18,461	81,752	51,297	80,971	147,961	12,333	15,352	May	
	6	539,984	33,159	72,839	34,391	18,996	82,252	52,313	83,550	150,079	12,405	15,409	Jun.	
	7	570,516	33,480	77,009	36,379	20,778	89,008	55,403	87,265	158,223	12,971	15,464	Jul.	
	8	546,864	32,826	74,338	34,165	19,694	82,755	52,088	83,411	154,882	12,705	15,488	Aug.	
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成27年	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	C.Y. 2015
		28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
29		5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017	
平成27年度		9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	F.Y. 2015	
28		5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	2016	
29		6.4	7.4	4.4	5.8	4.7	7.5	3.4	4.7	9.3	4.8	4.7	2017	
平成29年 4~6月		5.6	2.0	4.6	4.2	5.2	7.4	2.4	5.0	8.2	4.2	5.1	Q2 2017	
7~9		6.6	6.7	5.1	7.2	5.2	7.1	3.2	5.6	9.1	4.6	5.7	Q3	
10~12		6.1	9.4	2.8	5.3	4.8	7.3	4.5	3.6	9.2	4.9	5.0	Q4	
平成30年 1~3月		7.4	11.6	5.3	6.4	3.7	8.4	3.5	4.7	10.8	5.4	4.7	Q1 2018	
4~6		5.9	3.2	3.5	0.7	6.0	7.4	5.5	4.6	9.3	6.5	5.0	Q2	
平成29年 6月		5.6	5.3	4.9	4.3	6.1	7.9	1.0	3.8	8.2	0.6	5.1	Jun. 2017	
7		6.3	3.4	4.1	6.8	6.5	7.4	2.7	5.3	9.3	6.5	5.1	Jul.	
8		5.8	6.1	4.7	5.9	2.0	5.7	2.2	6.3	8.3	3.4	5.2	Aug.	
9		7.8	10.8	6.8	9.0	7.2	8.5	5.0	5.0	9.9	4.0	5.7	Sep.	
10		4.9	8.6	2.0	4.1	4.8	5.2	2.5	1.9	8.4	5.1	5.0	Oct.	
11		6.6	10.9	3.7	4.6	5.0	8.3	5.7	4.6	8.9	3.9	5.0	Nov.	
12		6.8	8.8	2.7	7.0	4.6	8.2	5.4	4.4	10.1	5.6	5.0	Dec.	
平成30年 1月		7.0	11.2	3.8	8.3	2.9	7.3	3.2	4.3	11.0	4.3	5.0	Jan. 2018	
2		6.3	8.9	2.2	7.0	3.4	5.3	2.7	4.3	11.1	5.2	4.8	Feb.	
3		8.7	14.6	9.5	3.9	4.6	12.3	4.7	5.3	10.1	6.8	4.7	Mar.	
4		7.8	4.8	6.9	2.0	7.1	11.6	6.9	4.9	10.4	6.3	4.7	Apr.	
5		3.9	3.1	1.1	▲1.2	5.2	5.1	2.9	2.6	7.4	2.2	5.0	May	
6		6.2	1.9	2.5	1.4	5.9	5.5	6.7	6.4	10.1	11.5	5.0	Jun.	
7		6.0	3.3	2.7	1.8	10.2	5.9	5.1	4.2	10.2	6.8	5.1	Jul.	
8		5.2	2.7	0.8	▲0.2	9.8	6.6	4.7	2.8	9.3	6.9	4.9	Aug.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month	
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額		
販売額 (百万円)	平成 27 年	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	C.Y. 2015
	28	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	2016
	29	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	2017
	平成 27 年度	229,820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	F.Y. 2015
	28	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	2016
	29	255,465	679	407,658	1,037	2,650,151	6,510	742,838	1,859	935,972	2,290	317,548	782	185,972	492	640,611	1,487	26,173	61	2017
	平成 29 年 4~6月	61,758	661	99,878	986	654,105	6,313	182,059	1,782	229,815	2,209	77,745	755	45,971	463	158,796	1,445	5,998	58	Q2 2017
	7~9	65,707	669	105,394	1,004	663,884	6,360	187,650	1,816	233,973	2,236	80,242	763	46,878	468	162,629	1,462	6,621	60	Q3
	10~12	63,951	679	101,960	1,022	676,999	6,449	190,602	1,843	239,839	2,261	82,225	777	47,591	481	163,046	1,475	6,783	62	Q4
	平成 30 年 1~3月	64,049	679	100,426	1,037	655,163	6,510	182,527	1,859	232,345	2,290	77,336	782	45,532	492	156,140	1,487	6,771	61	Q1 2018
	4~6	64,996	680	106,019	1,055	685,600	6,597	194,247	1,881	251,202	2,324	81,970	803	48,667	498	166,246	1,506	7,330	65	Q2
	平成 29 年 6月	21,264	661	34,116	986	219,496	6,313	61,370	1,782	76,432	2,209	25,796	755	15,247	463	52,631	1,445	2,069	58	Jun. 2017
	7	22,228	665	35,806	995	230,988	6,326	64,553	1,789	81,461	2,211	28,718	756	16,375	463	55,978	1,450	2,198	59	Jul.
	8	22,326	667	35,890	998	221,315	6,340	62,866	1,799	77,503	2,221	26,783	760	16,006	465	54,994	1,457	2,239	60	Aug.
	9	21,153	669	33,698	1,004	211,581	6,360	60,231	1,816	75,009	2,236	24,741	763	14,497	468	51,657	1,462	2,184	60	Sep.
	10	21,097	670	33,366	1,008	215,127	6,385	61,102	1,831	76,279	2,236	26,995	767	15,235	470	53,247	1,461	2,223	61	Oct.
	11	21,018	676	33,257	1,019	218,109	6,413	60,380	1,837	76,138	2,248	24,872	775	15,040	479	50,931	1,469	2,246	62	Nov.
	12	21,836	679	35,337	1,022	243,763	6,449	69,120	1,843	87,422	2,261	30,358	777	17,316	481	58,868	1,475	2,314	62	Dec.
	平成 30 年 1月	22,704	680	35,326	1,024	217,100	6,462	59,990	1,846	75,856	2,265	25,068	782	15,135	481	51,831	1,477	2,248	62	Jan. 2018
	2	21,448	679	32,234	1,028	208,345	6,486	58,629	1,851	73,674	2,268	24,346	788	14,386	483	49,104	1,479	2,214	62	Feb.
	3	19,897	679	32,866	1,037	229,718	6,510	63,908	1,859	82,815	2,290	27,922	782	16,011	492	55,205	1,487	2,309	61	Mar.
	4	21,519	678	35,338	1,043	228,165	6,544	64,420	1,865	83,876	2,308	26,891	793	16,241	492	54,882	1,494	2,411	64	Apr.
	5	21,101	680	34,460	1,047	227,798	6,577	64,220	1,867	83,215	2,316	27,435	802	16,125	496	55,770	1,503	2,426	64	May
	6	22,376	680	36,221	1,055	229,637	6,597	65,607	1,881	84,111	2,324	27,644	803	16,301	498	55,594	1,506	2,493	65	Jun.
7	22,376	683	37,758	1,065	243,825	6,614	68,552	1,887	88,032	2,335	31,142	804	17,489	497	58,851	1,514	2,491	65	Jul.	
8	23,205	683	37,970	1,070	231,282	6,620	65,971	1,887	82,973	2,336	28,419	807	17,125	502	57,434	1,518	2,485	65	Aug.	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 27 年	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	C.Y. 2015
	28	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	2016
	29	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	2017
	平成 27 年度	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	F.Y. 2015
	28	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	2016
	29	5.3	3.0	6.5	6.7	5.2	4.2	7.1	6.2	9.7	4.9	6.9	4.3	7.1	7.7	5.6	3.7	15.7	5.2	2017
	平成 29 年 4~6月	5.4	5.1	6.6	6.7	4.4	3.9	5.9	9.8	7.8	4.9	7.0	5.2	6.9	5.7	6.2	4.1	▲0.9	7.4	Q2 2017
	7~9	5.8	4.7	6.8	7.2	5.4	4.9	8.2	10.0	9.7	5.3	5.9	5.0	6.1	6.1	5.6	3.9	19.0	13.2	Q3
	10~12	5.1	3.8	5.8	6.3	5.0	4.3	5.6	7.2	9.8	5.2	7.8	5.0	7.0	6.9	5.4	3.5	20.6	12.7	Q4
	平成 30 年 1~3月	4.8	3.0	6.7	6.7	6.2	4.2	9.0	6.2	11.5	4.9	6.8	4.3	8.6	7.7	5.4	3.7	25.8	5.2	Q1 2018
	4~6	5.2	2.9	6.1	7.0	4.8	4.5	6.7	5.6	9.3	5.2	5.4	6.4	5.9	7.6	4.7	4.2	22.2	12.1	Q2
	平成 29 年 6月	4.4	5.1	6.2	6.7	4.6	3.9	5.8	9.8	7.9	4.9	5.9	5.2	6.4	5.7	6.0	4.1	0.1	7.4	Jun. 2017
	7	7.3	4.7	8.9	7.1	5.1	4.0	6.9	9.7	8.4	4.7	5.6	4.4	5.3	5.2	5.5	4.2	21.4	11.3	Jul.
	8	4.5	4.2	4.0	6.6	4.7	4.2	7.6	9.6	9.3	4.9	5.7	4.8	6.6	5.4	5.2	4.5	17.7	13.2	Aug.
	9	5.6	4.7	7.6	7.2	6.6	4.9	10.2	10.0	11.6	5.3	6.4	5.0	6.5	6.1	5.9	3.9	17.9	13.2	Sep.
	10	5.1	3.7	5.8	6.4	3.2	4.1	3.9	7.9	7.9	5.5	9.7	4.9	4.4	6.1	5.8	3.7	16.0	13.0	Oct.
	11	5.2	4.5	5.0	6.7	6.0	4.1	6.2	7.6	10.5	5.4	7.0	5.7	7.3	7.2	5.0	3.5	22.4	14.8	Nov.
	12	5.0	3.8	6.5	6.3	5.7	4.3	6.5	7.2	10.8	5.2	6.8	5.0	9.3	6.9	5.3	3.5	23.5	12.7	Dec.
	平成 30 年 1月	4.2	4.0	7.9	6.1	5.8	4.6	6.7	7.4	11.5	5.0	6.4	5.1	7.7	6.2	5.7	3.3	28.8	10.7	Jan. 2018
	2	4.1	3.0	5.6	6.2	5.2	4.4	8.7	6.7	9.1	4.8	6.5	5.2	8.1	5.9	4.4	3.5	24.9	8.8	Feb.
	3	6.1	3.0	6.5	6.7	7.5	4.2	11.4	6.2	13.6	4.9	7.4	4.3	9.8	7.7	6.0	3.7	23.9	5.2	Mar.
	4	6.0	2.9	8.1	6.3	7.0	4.2	8.4	5.4	10.5	4.8	7.2	6.0	8.1	7.4	6.2	3.8	24.3	10.3	Apr.
	5	4.5	3.2	4.2	6.4	2.9	4.6	4.9	5.4	7.4	4.9	2.1	6.4	2.7	7.6	2.4	4.0	22.0	10.3	May
	6	5.2	2.9	6.2	7.0	4.6	4.5	6.9	5.6	10.0	5.2	7.2	6.4	6.9	7.6	5.6	4.2	20.5	12.1	Jun.
7	0.7	2.7	5.5	7.0	5.6	4.6	6.2	5.5	8.1	5.6	8.4	6.3	6.8	7.3	5.1	4.4	13.3	10.2	Jul.	
8	3.9	2.4	5.8	7.2	4.5	4.4	4.9	4.9	7.1	5.2	6.1	6.2	7.0	8.0	4.4	4.2	11.0	8.3	Aug.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	C.Y. 2015	
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016	
	29	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017	
	平成 27年度	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	F.Y. 2015	
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016	
	29	255,465	679	51,950	152	69,680	179	114,741	274	38,383	116	48,240	128	2017	
	平成 29年 4~6月	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2 2017	
	7~9	65,707	669	13,294	147	18,052	177	29,419	265	9,998	114	12,559	121	Q3	
	10~12	63,951	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4	
	平成 30年 1~3月	64,049	679	12,723	152	16,877	179	28,459	274	9,464	116	11,988	128	Q1 2018	
	4~6	64,996	680	13,630	155	18,056	184	29,767	277	9,954	117	12,752	132	Q2	
	平成 29年 6月	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun. 2017	
	7	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul.	
	8	22,326	667	4,514	146	6,153	177	9,845	264	3,451	111	4,345	121	Aug.	
	9	21,153	669	4,191	147	5,697	177	9,479	265	3,198	114	4,044	121	Sep.	
	10	21,097	670	4,332	148	5,766	178	9,365	265	3,165	114	3,923	122	Oct.	
	11	21,018	676	4,159	149	5,678	179	9,405	267	3,122	115	3,983	126	Nov.	
	12	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec.	
	平成 30年 1月	22,704	680	4,484	150	5,923	179	9,998	269	3,342	115	4,216	127	Jan. 2018	
	2	21,448	679	4,052	150	5,355	179	9,100	271	3,028	116	3,906	127	Feb.	
	3	19,897	679	4,187	152	5,599	179	9,361	274	3,094	116	3,866	128	Mar.	
	4	21,519	678	4,561	154	6,007	180	9,969	274	3,306	117	4,235	130	Apr.	
	5	21,101	680	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May	
	6	22,376	680	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun.	
	7	22,376	683	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul.	
	8	23,205	683	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug.	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 27年	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	C.Y. 2015
		28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
29		5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017	
平成 27年度		9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	F.Y. 2015	
28		5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016	
29		5.3	3.0	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017	
平成 29年 4~6月		5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2 2017	
7~9		5.8	4.7	5.9	6.5	5.6	4.1	6.5	6.9	8.6	9.6	9.1	10.0	Q3	
10~12		5.1	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4	
平成 30年 1~3月		4.8	3.0	7.3	7.0	5.1	4.1	6.5	5.8	8.4	6.4	8.9	9.4	Q1 2018	
4~6		5.2	2.9	6.7	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2	
平成 29年 6月		4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun. 2017	
7		7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul.	
8		4.5	4.2	2.1	5.8	2.5	4.1	2.8	5.6	6.0	6.7	7.8	11.0	Aug.	
9		5.6	4.7	5.8	6.5	6.2	4.1	8.2	6.9	9.2	9.6	9.6	10.0	Sep.	
10		5.1	3.7	5.1	5.7	3.8	3.5	5.3	6.4	7.5	8.6	9.2	8.0	Oct.	
11		5.2	4.5	4.2	5.7	3.5	3.5	5.5	6.0	7.1	8.5	7.3	10.5	Nov.	
12		5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec.	
平成 30年 1月		4.2	4.0	8.5	4.2	7.0	3.5	7.3	5.9	9.1	6.5	9.8	10.4	Jan. 2018	
2		4.1	3.0	6.0	5.6	4.5	3.5	5.6	5.9	7.9	7.4	7.5	8.5	Feb.	
3		6.1	3.0	7.2	7.0	3.7	4.1	6.6	5.8	8.3	6.4	9.4	9.4	Mar.	
4		6.0	2.9	7.6	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.4	5.4	11.2	9.2	Apr.	
5		4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May	
6		5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun.	
7		0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul.	
8		3.9	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483	
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536	
	29	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684	
	平成 27年度	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486	
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646	
	29	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,729	997	303,709	768	657,599	1,704	
	平成 29年 4～6月	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,511	984	74,540	735	163,088	1,662	
	7～9	22,072	180	41,126	334	30,629	227	28,210	274	92,835	979	75,713	747	162,880	1,678	
	10～12	20,915	184	39,999	348	29,296	232	27,999	279	95,184	994	78,220	762	167,732	1,684	
	平成 30年 1～3月	20,915	188	39,441	354	29,269	235	27,697	284	91,199	997	75,236	768	163,899	1,704	
	4～6	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,326	1,020	78,704	779	171,414	1,708	
	平成 29年 6月	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,887	984	25,160	735	54,094	1,662	
	7	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,409	979	26,440	740	57,372	1,671	
	8	7,582	179	14,105	333	10,572	226	9,592	272	30,726	978	24,984	744	53,639	1,674	
	9	7,089	180	12,934	334	9,759	227	9,033	274	29,700	979	24,289	747	51,869	1,678	
	10	6,815	181	12,876	336	9,339	227	8,885	278	30,383	987	24,340	748	53,383	1,676	
	11	6,910	183	12,969	342	9,613	231	9,131	279	30,541	991	25,945	750	53,861	1,681	
	12	7,190	184	14,154	348	10,344	232	9,983	279	34,260	994	27,935	762	60,488	1,684	
	平成 30年 1月	7,363	184	13,644	350	10,018	228	9,374	282	30,067	997	24,978	766	53,095	1,690	
	2	6,793	185	12,657	350	9,500	236	8,919	281	29,173	999	23,987	770	51,406	1,693	
	3	6,759	188	13,140	354	9,751	235	9,404	284	31,959	997	26,271	768	59,398	1,704	
	4	7,260	188	13,518	356	10,148	239	9,559	285	31,886	1,007	25,914	771	57,944	1,702	
	5	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,254	1,015	26,227	775	56,743	1,703	
	6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,186	1,020	26,563	779	56,727	1,708	
	7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,266	1,022	28,003	782	60,404	1,709	
	8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	32,052	1,022	26,598	777	55,603	1,711	
	前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
		28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
29		5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4	
平成 27年度		3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9	
28		6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5	
29		5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.7	2.7	5.7	5.5	4.8	3.5	
平成 29年 4～6月		6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.7	4.6	5.7	3.1	2.8	4.1	
7～9		6.5	7.8	3.3	2.1	8.7	11.8	2.9	2.6	5.7	4.6	5.5	5.2	5.1	4.9	
10～12		4.9	7.6	3.4	4.8	5.8	8.4	2.3	1.5	3.1	3.4	4.9	6.1	4.4	3.4	
平成 30年 1～3月		5.8	8.7	3.8	6.6	5.8	7.8	5.5	5.6	4.3	2.7	7.0	5.5	7.1	3.5	
4～6		5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	4.1	3.7	5.6	6.0	5.1	2.8	
平成 29年 6月		7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.8	4.6	6.2	3.1	2.2	4.1	
7		7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.4	3.8	6.4	3.5	3.7	4.6	
8		4.8	8.5	1.8	1.5	7.9	12.4	2.1	1.1	6.2	4.4	3.4	4.1	5.3	4.7	
9		7.1	7.8	3.9	2.1	9.6	11.8	4.5	2.6	5.5	4.6	6.7	5.2	6.4	4.9	
10		5.7	7.7	1.9	3.1	4.6	9.7	0.7	2.2	0.4	2.4	1.8	3.9	2.6	4.0	
11		3.9	8.3	3.2	3.0	6.0	9.5	3.3	2.2	5.6	3.1	6.6	4.2	5.7	3.8	
12		5.3	7.6	5.0	4.8	6.6	8.4	2.8	1.5	3.4	3.4	6.0	6.1	5.0	3.4	
平成 30年 1月		7.3	7.6	4.2	5.1	6.6	6.5	4.7	6.0	3.9	3.9	7.5	6.4	5.4	3.8	
2		4.4	7.6	2.8	5.4	4.6	8.8	5.2	5.6	4.5	3.5	5.5	6.2	5.0	3.4	
3		5.7	8.7	4.2	6.6	6.2	7.8	6.7	5.6	4.3	2.7	7.9	5.5	10.7	3.5	
4		8.8	7.4	7.5	7.2	9.4	9.1	7.4	6.3	5.7	2.9	7.8	5.5	7.6	3.0	
5		2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.6	3.6	3.5	5.6	2.9	3.3	
6		4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.2	3.7	5.6	6.0	4.9	2.8	
7		4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.7	4.4	5.9	5.7	5.3	2.3	
8		4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.3	4.5	6.5	4.4	3.7	2.2	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201	C.Y.	2015
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	F.Y.	2015
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016
455,123	1,038	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,582	121	48,627	137	76,457	223		2017
112,444	1,024	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2	2017
112,886	1,027	26,877	288	18,208	157	20,313	160	15,628	116	12,297	134	19,309	215	Q3	
117,144	1,031	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,398	137	19,620	222	Q4	
112,649	1,038	25,092	304	17,355	157	19,120	163	14,946	121	11,935	137	19,182	223	Q1	2018
116,332	1,051	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,471	126	12,691	139	19,595	227	Q2	
37,761	1,024	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.	2017
39,541	1,022	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.	
37,062	1,023	9,273	286	6,291	159	6,980	159	5,345	115	4,123	132	6,662	215	Aug.	
36,283	1,027	8,451	288	5,834	157	6,492	160	5,016	116	3,894	134	6,096	215	Sep.	
37,188	1,027	8,532	288	5,810	160	6,382	163	4,873	115	3,981	135	6,250	220	Oct.	
37,618	1,026	8,497	290	5,859	158	6,320	164	4,900	115	3,954	137	6,288	220	Nov.	
42,338	1,031	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec.	
37,200	1,030	8,411	294	5,815	156	6,379	164	4,944	119	3,981	137	6,443	223	Jan.	2018
35,704	1,033	8,179	296	5,759	152	6,335	164	4,892	123	3,832	137	6,079	224	Feb.	
39,745	1,038	8,502	304	5,781	157	6,406	163	5,110	121	4,122	137	6,660	223	Mar.	
38,519	1,044	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,217	138	6,503	225	Apr.	
38,953	1,052	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,447	125	4,231	138	6,495	227	May	
38,860	1,051	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,653	126	4,243	139	6,597	227	Jun.	
41,371	1,054	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,555	139	7,048	228	Jul.	
38,942	1,055	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,426	139	7,021	228	Aug.	
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8	C.Y.	2015
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	F.Y.	2015
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016
5.6	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.9	4.9	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2	2017
4.6	5.2	7.6	5.5	8.3	1.9	7.2	4.6	15.5	8.4	6.7	4.7	10.0	4.9	Q3	
6.4	4.0	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.5	7.0	11.4	6.7	Q4	
7.5	3.0	3.4	6.7	8.0	0.6	7.2	3.2	11.9	9.0	7.2	5.4	10.4	5.7	Q1	2018
3.5	2.6	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.8	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	
5.2	4.9	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.	2017
4.7	4.2	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.	
2.3	4.5	9.1	4.4	7.9	3.9	5.2	4.6	14.5	8.5	4.8	1.5	10.2	5.4	Aug.	
7.0	5.2	6.6	5.5	9.5	1.9	7.6	4.6	16.8	8.4	7.8	4.7	10.2	4.9	Sep.	
5.5	4.6	4.2	4.7	5.6	3.9	3.2	5.8	12.7	7.5	2.6	4.7	11.3	6.8	Oct.	
6.5	4.0	6.6	3.9	7.9	2.6	3.4	6.5	11.3	5.5	7.5	7.0	10.5	6.3	Nov.	
7.2	4.0	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec.	
6.5	3.6	3.9	5.0	4.9	0.6	5.0	6.5	10.6	8.2	7.9	6.2	14.5	7.2	Jan.	2018
6.3	3.4	4.2	4.2	9.2	▲2.6	6.6	4.5	10.4	10.8	7.7	6.2	6.3	6.7	Feb.	
9.7	3.0	2.2	6.7	10.2	0.6	10.2	3.2	14.8	9.0	6.2	5.4	10.4	5.7	Mar.	
5.5	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.0	6.2	7.8	7.1	Apr.	
2.0	3.3	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May	
2.9	2.6	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.2	7.8	7.4	7.1	Jun.	
4.6	3.1	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.4	5.3	7.6	7.0	Jul.	
5.1	3.1	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.3	5.3	5.4	6.0	Aug.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826	
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859	
	29	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906	
	平成 27年度	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848	
	28	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883	
	29	143,082	392	243,411	466	375,517	918	75,235	229	65,224	181	101,275	286	414,971	915	
	平成 29年 4～6月	34,792	370	60,041	457	92,746	880	18,304	214	16,050	177	24,801	273	101,621	887	
	7～9	36,138	380	61,122	457	94,194	896	18,797	223	16,158	180	25,038	277	103,324	899	
	10～12	36,792	388	62,684	466	96,616	911	19,403	225	16,849	182	26,310	281	105,892	906	
	平成 30年 1～3月	35,360	392	59,564	466	91,961	918	18,731	229	16,167	181	25,126	286	104,134	915	
	4～6	38,140	400	63,103	473	97,772	932	19,731	230	17,249	190	27,780	290	112,887	922	
	平成 29年 6月	11,639	370	19,980	457	31,131	880	6,117	214	5,333	177	8,256	273	33,828	887	
	7	12,431	375	21,272	457	32,725	883	6,473	214	5,580	177	8,719	274	35,877	887	
	8	12,087	376	20,577	457	31,240	890	6,268	215	5,401	179	8,343	275	33,904	892	
	9	11,620	380	19,273	457	30,229	896	6,056	223	5,177	180	7,976	277	33,543	899	
	10	11,762	384	19,970	463	30,990	902	6,158	222	5,401	181	8,386	279	33,754	897	
	11	11,662	385	19,692	466	30,367	906	6,172	224	5,278	180	8,401	280	33,741	905	
	12	13,368	388	23,022	466	35,259	911	7,073	225	6,170	182	9,523	281	38,397	906	
	平成 30年 1月	11,490	391	19,889	465	30,099	910	6,207	225	5,304	182	8,098	281	33,686	907	
	2	11,370	393	18,909	467	29,234	918	5,931	224	5,201	183	7,971	281	32,786	906	
	3	12,500	392	20,766	466	32,628	918	6,593	229	5,662	181	9,057	286	37,662	915	
	4	12,537	392	21,118	471	32,539	923	6,529	229	5,677	186	9,278	290	38,088	914	
	5	12,655	394	21,020	472	32,416	926	6,522	229	5,747	189	9,187	290	37,383	919	
	6	12,948	400	20,965	473	32,817	932	6,680	230	5,825	190	9,315	290	37,416	922	
	7	13,638	400	22,734	478	34,676	934	7,015	231	6,157	190	9,829	292	38,438	927	
	8	13,086	398	21,457	480	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,151	289	36,200	930	
	前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
		28	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
29		8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5	
平成 27年度		7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6	
28		16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1	
29		10.9	8.6	6.0	3.8	5.4	6.3	11.6	8.5	8.2	3.4	10.9	6.3	10.2	3.6	
平成 29年 4～6月		10.1	14.2	6.4	1.8	4.9	10.1	9.2	8.6	8.7	7.3	11.3	7.1	6.5	4.0	
7～9		12.1	12.8	6.1	3.6	5.9	10.6	13.8	13.2	6.7	6.5	9.4	7.8	10.4	5.0	
10～12		8.2	7.8	6.3	4.0	3.3	7.4	12.7	10.8	6.8	2.8	11.2	6.4	10.8	5.5	
平成 30年 1～3月		13.4	8.6	5.4	3.8	7.6	6.3	10.7	8.5	10.6	3.4	11.5	6.3	13.1	3.6	
4～6		9.6	8.1	5.1	3.5	5.4	5.9	7.8	7.5	7.5	7.3	12.0	6.2	11.1	3.9	
平成 29年 6月		8.8	14.2	5.6	1.8	4.7	10.1	8.5	8.6	6.7	7.3	10.8	7.1	7.2	4.0	
7		10.8	14.0	5.2	2.0	4.0	10.1	11.9	9.7	4.5	5.4	6.9	6.6	8.5	4.0	
8		11.2	12.9	4.8	2.0	5.7	10.4	13.4	9.1	7.3	7.2	9.0	6.6	9.8	4.6	
9		14.4	12.8	8.5	3.6	8.2	10.6	16.3	13.2	8.7	6.5	12.6	7.8	13.1	5.0	
10		7.1	9.1	5.7	5.2	1.4	7.5	10.3	12.1	5.4	6.5	11.4	9.4	9.1	5.4	
11		7.5	7.8	6.6	5.0	4.4	7.7	14.8	11.4	7.0	4.0	13.3	7.7	11.5	6.0	
12		9.9	7.8	6.5	4.0	4.0	7.4	13.0	10.8	7.9	2.8	9.2	6.4	11.8	5.5	
平成 30年 1月		11.8	9.8	5.9	3.8	5.0	7.3	10.2	9.2	9.5	4.6	11.2	6.0	13.4	4.7	
2		13.9	9.5	6.1	4.7	7.0	7.5	10.0	7.7	10.9	4.6	9.4	5.2	9.2	4.1	
3		14.4	8.6	4.3	3.8	10.7	6.3	11.8	8.5	11.5	3.4	13.9	6.3	16.5	3.6	
4		9.8	5.9	7.4	3.1	7.7	6.2	8.4	7.0	7.8	6.3	14.6	6.6	12.5	3.0	
5		7.9	7.1	3.1	3.3	3.2	5.9	5.8	7.0	5.4	6.8	8.7	6.2	10.2	4.1	
6		11.2	8.1	4.9	3.5	5.4	5.9	9.2	7.5	9.2	7.3	12.8	6.2	10.6	3.9	
7		9.7	6.7	6.9	4.6	6.0	5.8	8.4	7.9	10.3	7.3	12.7	6.6	7.1	4.5	
8		8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.7	5.1	6.8	4.3	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252	C.Y.	2015	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016		
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287		2017		
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	F.Y.	2015		
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016		
226,314	586	42,975	121	24,631	80	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291		2017		
55,758	573	10,615	109	6,231	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2	2017		
57,076	578	10,600	110	6,149	76	5,887	64	7,730	65	18,961	170	29,185	281	Q3			
58,347	586	10,963	111	6,209	79	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4			
55,133	586	10,797	121	6,042	80	5,449	63	7,359	70	18,886	176	28,282	291	Q1	2018		
58,210	590	12,044	124	6,561	82	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2			
18,629	573	3,439	109	1,979	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.	2017		
20,131	574	3,727	109	2,160	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.			
18,928	574	3,505	109	2,077	77	1,975	63	2,582	65	6,388	170	9,563	280	Aug.			
18,017	578	3,368	110	1,912	76	1,819	64	2,368	65	5,759	170	9,075	281	Sep.			
18,517	579	3,416	109	1,932	76	1,959	63	2,579	65	6,585	173	9,940	283	Oct.			
18,384	580	3,478	111	1,956	77	1,739	63	2,214	66	6,217	176	9,016	286	Nov.			
21,446	586	4,069	111	2,321	79	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec.			
18,359	586	3,455	111	2,010	79	1,746	63	2,329	68	6,313	176	9,031	289	Jan.	2018		
17,478	583	3,403	113	1,943	79	1,715	63	2,301	70	5,924	176	8,874	292	Feb.			
19,296	586	3,939	121	2,089	80	1,988	63	2,729	70	6,649	176	10,377	291	Mar.			
19,356	593	3,973	121	2,133	80	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr.			
19,291	589	3,994	123	2,166	81	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May			
19,563	590	4,077	124	2,262	82	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun.			
21,075	592	4,340	125	2,357	82	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul.			
19,572	592	4,060	125	2,286	82	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug.			
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1	C.Y.	2015		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016		
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7		2017		
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	F.Y.	2015		
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016		
5.0	3.7	18.9	16.3	26.5	6.7	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4		2017		
3.6	2.9	22.0	9.0	33.3	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2	2017		
4.6	3.4	18.5	7.8	33.4	4.1	6.5	6.7	4.8	4.8	5.7	6.9	7.6	3.7	Q3			
4.4	3.5	16.5	9.9	30.4	8.2	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4			
7.3	3.7	18.6	16.3	11.4	6.7	5.3	1.6	5.9	7.7	8.3	6.0	8.8	5.4	Q1	2018		
4.4	3.0	13.5	13.8	5.3	6.5	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2			
4.5	2.9	19.4	9.0	26.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.	2017		
4.2	3.1	19.5	9.0	36.1	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.			
3.9	2.9	17.7	5.8	38.5	5.5	6.5	5.0	3.8	4.8	3.9	5.6	7.6	4.1	Aug.			
5.7	3.4	18.3	7.8	25.7	4.1	6.8	6.7	6.3	4.8	4.7	6.9	9.0	3.7	Sep.			
1.7	3.0	11.6	7.9	25.6	4.1	10.9	5.0	10.6	3.2	7.7	6.1	15.8	5.2	Oct.			
5.3	3.2	20.0	9.9	30.1	4.1	5.4	5.0	1.6	4.8	8.0	8.0	10.1	5.9	Nov.			
6.1	3.5	18.0	9.9	35.0	8.2	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec.			
8.1	3.2	17.3	8.8	12.5	8.2	4.6	3.3	2.7	6.3	7.7	7.3	8.6	5.5	Jan.	2018		
6.2	3.0	17.5	9.7	12.8	8.2	4.8	3.3	6.3	9.4	8.0	6.0	8.7	5.4	Feb.			
7.6	3.7	20.9	16.3	9.3	6.7	6.4	1.6	8.3	7.7	9.2	6.0	9.0	5.4	Mar.			
6.6	3.9	12.2	12.0	1.7	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr.			
1.7	2.3	9.9	12.8	0.5	5.2	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May			
5.0	3.0	18.6	13.8	14.3	6.5	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun.			
4.7	3.1	16.4	14.7	9.1	6.5	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul.			
3.4	3.1	15.8	14.7	10.1	6.5	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75	
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84	
	29	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87	
	平成 27年度	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82	
	28	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84	
	29	72,204	182	32,817	75	43,019	119	81,011	216	29,125	82	260,969	676	41,758	87	
	平成 29年 4~6月	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86	
	7~9	18,479	183	8,314	73	10,733	108	20,398	209	7,433	78	65,683	658	10,675	87	
	10~12	18,509	184	8,365	73	10,991	113	20,798	214	7,437	81	66,748	670	10,538	87	
	平成 30年 1~3月	17,360	182	7,951	75	10,676	119	19,774	216	7,131	82	64,236	676	10,165	87	
	4~6	18,337	189	8,472	75	11,472	120	21,195	221	7,528	82	68,663	688	10,913	88	
	平成 29年 6月	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86	
	7	6,484	181	2,903	71	3,815	107	7,114	208	2,543	77	22,559	654	3,685	86	
	8	6,275	182	2,819	71	3,595	108	7,025	208	2,567	78	21,895	659	3,643	87	
	9	5,720	183	2,592	73	3,323	108	6,259	209	2,323	78	21,229	658	3,347	87	
	10	5,932	183	2,696	72	3,482	109	6,660	211	2,397	78	21,836	660	3,436	87	
	11	5,686	184	2,645	73	3,468	112	6,566	214	2,361	80	21,014	666	3,280	87	
	12	6,891	184	3,024	73	4,041	113	7,572	214	2,679	81	23,898	670	3,822	87	
	平成 30年 1月	5,649	186	2,655	73	3,538	113	6,516	215	2,426	80	20,954	671	3,437	87	
	2	5,532	187	2,512	73	3,344	114	6,253	216	2,277	80	19,918	672	3,217	88	
	3	6,179	182	2,784	75	3,794	119	7,005	216	2,428	82	23,364	676	3,511	87	
	4	5,993	188	2,800	74	3,868	119	7,051	218	2,522	81	22,667	679	3,595	88	
	5	6,137	189	2,834	75	3,776	120	7,042	219	2,473	82	23,184	684	3,628	88	
	6	6,207	189	2,838	75	3,828	120	7,102	221	2,533	82	22,812	688	3,690	88	
	7	6,762	190	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	24,269	693	3,905	90	
	8	6,378	190	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,591	696	3,832	91	
	前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
		28	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
29		3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6	
平成 27年度		10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5	
28		8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4	
29		3.4	0.6	3.7	7.1	8.0	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.5	4.2	6.1	3.6	
平成 29年 4~6月		4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9	
7~9		3.7	4.6	3.0	5.8	5.7	8.0	7.1	4.0	7.7	9.9	8.1	2.8	6.1	4.8	
10~12		3.0	2.8	3.8	2.8	8.4	11.9	7.8	4.9	6.6	9.5	6.9	3.6	6.0	3.6	
平成 30年 1~3月		3.0	0.6	4.6	7.1	11.9	14.4	9.0	5.4	7.0	5.1	6.0	4.2	6.9	3.6	
4~6		2.7	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	6.8	5.5	5.1	2.3	
平成 29年 6月		4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9	
7		1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.9	3.2	5.5	4.9	
8		5.4	5.2	3.2	4.4	5.6	5.9	8.1	4.0	7.6	9.9	7.3	3.5	6.0	6.1	
9		4.1	4.6	3.6	5.8	6.7	8.0	6.9	4.0	8.8	9.9	9.3	2.8	6.9	4.8	
10		2.2	4.0	1.8	2.9	4.1	9.0	5.2	5.0	5.5	8.3	8.3	3.3	5.8	4.8	
11		3.9	4.0	4.1	2.8	8.9	10.9	8.1	5.4	6.4	11.1	6.9	3.4	4.5	3.6	
12		3.1	2.8	5.5	2.8	12.0	11.9	9.9	4.9	7.9	9.5	5.6	3.6	7.6	3.6	
平成 30年 1月		3.7	2.8	4.5	2.8	10.1	10.8	8.0	5.4	6.8	5.3	5.7	3.4	8.1	3.6	
2		2.3	3.3	2.4	4.3	11.5	10.7	9.1	4.9	7.4	3.9	3.9	3.5	7.1	6.0	
3		3.0	0.6	6.7	7.1	14.0	14.4	9.9	5.4	6.8	5.1	8.3	4.2	5.7	3.6	
4		4.5	3.9	4.8	8.8	10.7	13.3	7.9	5.3	8.8	3.8	8.0	4.3	7.7	3.5	
5		▲0.6	3.8	0.7	8.7	4.6	12.1	2.7	5.3	2.2	6.5	5.6	4.7	1.1	2.3	
6		4.3	4.4	5.1	7.1	9.0	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.8	5.5	6.8	2.3	
7		4.3	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.6	6.0	6.0	4.7	
8		1.6	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.7	5.6	5.2	4.6	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	C.Y.	2015	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016		
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017		
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53	F.Y.	2015		
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58		2016		
55,814	117	84,279	174	59,384	120	59,921	121	78,486	192	26,173	61		2017		
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2	2017		
14,334	116	21,506	171	15,117	120	15,311	122	20,003	188	6,621	60	Q3			
14,077	117	21,325	172	15,052	119	15,292	121	20,014	189	6,783	62	Q4			
13,461	117	20,264	174	14,355	120	14,512	121	19,147	192	6,771	61	Q1	2018		
14,255	118	21,579	176	15,317	121	15,128	120	20,391	195	7,330	65	Q2			
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.	2017		
4,993	116	7,439	171	5,205	118	5,250	119	6,847	186	2,198	59	Jul.			
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.			
4,431	116	6,759	171	4,718	120	4,816	122	6,357	188	2,184	60	Sep.			
4,584	116	6,966	171	4,913	120	4,928	119	6,584	188	2,223	61	Oct.			
4,351	116	6,603	172	4,679	120	4,734	119	6,270	189	2,246	62	Nov.			
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec.			
4,519	118	6,787	172	4,821	119	4,909	121	6,404	189	2,248	62	Jan.	2018		
4,285	118	6,424	172	4,547	119	4,589	120	6,124	190	2,214	62	Feb.			
4,657	117	7,053	174	4,987	120	5,014	121	6,619	192	2,309	61	Mar.			
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr.			
4,724	118	7,218	176	5,109	121	5,050	121	6,857	195	2,426	64	May			
4,826	118	7,234	176	5,129	121	5,067	120	6,836	195	2,493	65	Jun.			
5,147	119	7,649	176	5,445	121	5,332	120	7,104	195	2,491	65	Jul.			
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug.			
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	C.Y.	2015		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016		
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017		
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0	F.Y.	2015		
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4		2016		
3.4	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.6	▲0.8	6.3	4.9	15.7	5.2		2017		
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2	2017		
3.8	2.7	2.1	6.9	4.5	10.1	2.3	1.7	5.4	3.3	19.0	13.2	Q3			
2.2	0.9	3.1	6.2	5.7	7.2	2.2	0.0	7.1	2.7	20.6	12.7	Q4			
3.9	0.9	4.0	5.5	4.1	4.3	3.6	▲0.8	7.5	4.9	25.8	5.2	Q1	2018		
2.2	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.5	5.4	22.2	12.1	Q2			
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.	2017		
4.0	2.7	2.8	8.9	4.4	8.3	2.1	0.8	5.9	3.9	21.4	11.3	Jul.			
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.			
3.7	2.7	1.4	6.9	4.4	10.1	1.8	1.7	5.1	3.3	17.9	13.2	Sep.			
2.6	1.8	2.5	6.2	5.0	9.1	1.6	▲0.8	7.2	3.3	16.0	13.0	Oct.			
1.2	0.0	2.9	6.8	5.3	8.1	1.3	▲2.5	7.0	3.8	22.4	14.8	Nov.			
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec.			
4.7	1.7	4.4	5.5	5.6	6.3	3.6	0.0	8.2	2.2	28.8	10.7	Jan.	2018		
3.2	1.7	4.0	4.9	3.4	5.3	3.6	▲0.8	7.5	3.8	24.9	8.8	Feb.			
3.7	0.9	3.5	5.5	3.3	4.3	3.7	▲0.8	6.9	4.9	23.9	5.2	Mar.			
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr.			
▲0.9	1.7	▲1.0	4.8	▲0.3	4.3	▲0.6	0.0	3.0	5.4	22.0	10.3	May			
4.2	1.7	3.7	4.1	4.8	3.4	4.0	0.0	6.2	5.4	20.5	12.1	Jun.			
3.1	2.6	2.8	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	13.3	10.2	Jul.			
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug.			

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	平成 29 年 6 月	843,426	36,628	135,567	55,225	36,295	229,230	80,555	115,029	134,086	20,811	Q2 2017	Value (million yen)	Commodity stocks			
	9	821,081	36,073	131,290	54,541	34,099	226,346	79,185	109,102	129,633	20,812	Q3					
	12	894,730	39,805	140,813	60,752	35,880	238,194	84,463	127,291	145,208	22,324	Q4					
	平成 30 年 3 月	856,950	36,747	133,935	59,138	35,210	235,238	80,173	117,793	138,016	20,700	Q1 2018					
	6	886,681	37,161	140,993	59,475	36,041	236,958	86,257	125,735	143,083	20,978	Q2					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 6 月	13.6	11.4	14.1	11.4	8.7	17.0	9.9	16.5	10.8	8.8			Q2 2017	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	9	10.8	10.4	9.5	10.5	1.3	15.5	11.6	11.0	7.7	5.9	Q3					
	12	9.8	13.3	6.9	10.5	2.1	14.3	7.7	12.9	7.0	▲0.7	Q4					
	平成 30 年 3 月	3.8	6.8	3.7	9.3	▲5.3	1.1	1.9	7.3	8.4	▲6.0	Q1 2018					
	6	5.1	1.5	4.0	7.7	▲0.7	3.4	7.1	9.3	6.7	0.8	Q2					
商品在庫率	平成 29 年 6 月	165.9	112.5	190.9	162.8	202.3	294.1	164.4	146.4	98.4	187.0	Q2 2017	Inventory ratio (%)	Inventory ratio			
	9	166.0	109.9	190.0	165.4	200.1	307.0	168.0	143.0	96.4	185.5	Q3					
	12	158.0	110.7	176.4	151.7	198.5	271.6	157.9	144.4	97.5	158.0	Q4					
	平成 30 年 3 月	161.5	98.1	167.8	163.3	198.5	288.1	164.2	157.8	96.8	177.4	Q1 2018					
	6	164.2	112.1	193.6	172.9	189.7	288.1	164.9	150.5	95.3	169.1	Q2					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 6 月	7.5	5.7	8.8	6.9	2.5	8.4	8.7	12.2	2.5	8.2			Q2 2017	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	9	2.9	▲0.4	2.6	1.3	▲5.5	6.4	6.3	5.7	▲2.0	1.9	Q3					
	12	2.9	4.1	4.1	3.3	▲2.4	5.6	2.2	8.2	▲2.9	▲6.0	Q4					
	平成 30 年 3 月	▲4.5	▲6.7	▲5.4	5.2	▲9.5	▲10.0	▲2.6	1.9	▲1.5	▲12.0	Q1 2018					
	6	▲1.0	▲0.4	1.4	6.2	▲6.2	▲2.0	0.3	2.8	▲3.2	▲9.6	Q2					

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 25 日

事業者団体 御中

消費者庁食品表示企画課

機能性表示食品の届出後における安全性及び機能性を担保するための取組並びに健康被害の未然防止・拡大防止を図るための取組推進依頼について

平成 27 年度から始まった機能性表示食品制度は、事業者の責任において、食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠等について消費者庁に届出を行うものであるが、届出後の事後チェックを行うことで制度の適切な運用を図っているところである。

今般、平成 29 年度に実施した「機能性表示食品の届出後における分析実施状況及び健康被害の情報収集等に関する調査・検証事業」報告書（以下「報告書」という。）の結果を踏まえ、下記のとおり、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に示す事項について、届出者の取組及び事業者団体に望まれる自主的な取組を、別紙のとおりとした。

事業者団体においては、消費者の本制度への信頼性を確保するため、会員企業等に対して、本事務連絡について周知していただくとともに、これまで以上に自主的な取組を推進されるよう努められたい。

記

1. 届出後における分析実施に関する事項
2. 健康被害の情報収集等に関する事項

(別紙)

機能性表示食品の届出者の取組及び事業者団体に望まれる自主的な取組について

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示す機能性表示食品の届出後における分析実施及び健康被害の情報収集等に関する事項について、届出者の取組及び事業者団体に望まれる自主的な取組は次のとおり。

1. 届出後における分析実施に関する事項

(1) ガイドライン別紙様式(Ⅲ)－3の記載について

① 適切な表記方法

届出後における分析実施状況について、機能性表示食品の品質管理に対する消費者の信頼を確保するためには、届出資料の記載内容を基に、第三者がその適切性を判断できるよう、可能な限り詳細な情報を開示することが必要である。

平成30年3月28日に改正したガイドラインに示す別紙様式(Ⅲ)－3では、「機能性関与成分の定性試験」についての記載欄を設け、機能性関与成分や安全性を担保する必要がある成分の分析と同様に、詳細な分析手法・手順を開示することを求めている。定性確認が必要な成分の考え方については、ガイドラインの別紙1に示している。当該考え方にとつて、基原等の定性確認について、より適切に記載されたい。

② 代替指標の適切な選定

代替指標について、ガイドラインⅣ(Ⅲ)第2 2.(2)には、「届出者が実施する個々の出荷判定のための製品分析などにおいては、迅速性及び簡便性等の理由により、機能性関与成分と高い相関が認められる代替指標を用いることは可能である。」と示している。出荷判定等の限られた範囲でのみ代替指標の使用を認めている一方、品質を担保するために十分な相関に関する基準は示されていない。このため、代替指標の使用には注意が必要である。

今後、代替指標を設定する場合における一定の基準や留意事項について、事業者団体において検討され、事業者は当該事業者団体の策定した基準又は留意事項も参照して、代替指標を適切に使用されたい。

③ 原料の基原の確認に関する留意事項

原料によって組成が異なる可能性のある成分については、機能性表示食品の品質を担保するために基原の確認は不可欠である。機能性表示食品制

度への消費者の信頼を確保する観点から、こうした情報は漏れなく届出資料に記載し、第三者が確認できるようにされたい。

また、本来、原料の基原について、原料会社の証明書で確認している場合であっても、その原料会社がどのように証明しているのかを届出者として確認することが必要である。このことから、原料の基原の確認については、原料会社のみには任せるのではなく、届出者の責任において適切に確認することが望ましい。

④ 崩壊性試験に関する記載の留意事項

サプリメント形状の加工食品及びその他加工食品において、崩壊性試験等を実施することとしている食品にあつては、最終製品における同等性を確保するために、摂取後の体内での崩壊性を担保することは非常に重要である。摂取した機能性表示食品が体内で崩壊しないまま排出されてしまえば、含有する機能性関与成分の大部分が吸収されず、表示した機能性が期待できなくなる。このため、崩壊性試験については、報告書第1部第4章「4-3-3 崩壊性試験について」を参考に、製造頻度や原材料の特性等を踏まえて定期的の実施されたい。また、崩壊性試験の実施に当たっては、ガイドライン別紙様式(Ⅲ)-3(5)の「届出後における分析の実施に関する資料(原料の基原の確認方法及び製品の崩壊性試験等を実施する必要がある場合、その方法及び頻度)」に、必要事項を追記するなど、届出資料に実施状況を反映すること。

⑤ 環境汚染物質の分析等に関する適切な記載

環境汚染物質の分析等に関する内容については、性質上、ガイドライン別紙様式(Ⅲ)-3(4)の「安全性を担保する必要がある成分」に記載することがより適切である。

(2) 届出資料の記載内容から変更が生じた場合の対応について

代替指標の変更、分析手法(測定原理)の変更、分析実施機関の区分の変更や、分析項目の追加は、ガイドラインの規定に基づき、変更届出がなされるべきものである。

届出者は、ガイドラインの規定を正しく理解し、責任を持って速やかに変更届出を行うこと。

また、事業者団体は、変更届出が必要な具体例を示すなど、事業者へ適切な手続について周知されたい。

(3) 届出後の分析実施について

届出後における分析について、ガイドラインの規定に基づき、届出者が

設定した頻度に従い分析を実施することを求めている。

届出者においては、報告書第1部第4章「4-3-1 機能性関与成分及び安全性を担保する必要のある成分」を参考に、機能性表示食品として販売する食品の初回製造時には必ず分析を実施するとともに、可能な限り頻回に分析を実施するよう努められたい。

(4) 分析実施頻度の適切性について

ガイドラインⅣ(Ⅲ)第2-2には「サプリメント形状の加工食品及びその他加工食品において、機能性関与成分の基原の確認及び最終製品の製品規格の確認のため崩壊性試験等を実施することとしている食品にあつては、基原の確認及び崩壊性試験の方法、分析機関、頻度等」について、ガイドライン別紙様式(Ⅲ)-3に記載することとされているが、分析の頻度の適切性については規定されていない。

届出者は、届出資料に記載した頻度のとおり分析を実施することはもちろん、実施頻度が適切であることを担保するために、ガイドライン別紙様式(Ⅲ)-3(6)の「その他特記すべき事項」に実施頻度を設定した根拠を記載することが望ましい。

また、分析については、報告書第1部第4章「4-3 食品形態や製造頻度等を考慮した届出後の分析実施の望ましい在り方」を参考に、製造頻度や原材料の特性等を踏まえて実施されたい。

(5) 届出後の分析実施状況を公表する方法について

届出後の分析実施状況について、届出者がウェブサイト等で情報を公開しない限り、消費者が届出資料に記載された届出後の分析が正しく実施されているかどうかを確認することはできない。消費者が届出者に問合せを行うことなく簡便に確認できるよう、より積極的な情報公開に努められたい。

なお、届出者を対象としたアンケート調査では、非公開の理由として、「消費者のニーズがないため」や「どのような項目を公表すべきか分からないため」という回答が比較的多く挙げられた。ガイドラインに公開すべき具体的な項目の記載がないことにより、分析実施状況の公開の必要性が届出者に認識されず、消極的な姿勢につながっている可能性が考えられる。また、中小企業者及び小規模事業者の場合、こうした情報を掲載する媒体を持たないケースもあると考えられる。

そこで、事業者団体は、報告書を踏まえて、公開することが望ましい項目を検討されたい。また、分析実施状況を情報発信するために、各事業者

団体が分析状況について中小企業者等の届出者等からの報告を取りまとめ、事業者団体のウェブサイト等で公開することについても検討されたい。

2. 健康被害の情報収集等に関する事項

(1) 健康被害の情報収集体制について

スタッフ・オペレーターが少数である届出者も、様々な苦情等を受ける中で、健康被害に関する内容を的確に聞き取れるような専門性を身に付けるよう努められたい。

また、事業者団体は、健康被害情報の取扱いに関するマニュアルを作成・周知するなど、個々の事業者への支援にも取り組まれたい。

(2) 健康被害情報の収集ツールについて

機能性表示食品による健康被害の未然防止と拡大防止を図るためには、可能な限り多くの事例が消費者庁に報告され、集約・分析が行われることが重要である。一方で、企業の消費者対応窓口等に寄せられる相談・苦情の中には、返品・返金等の健康被害に関係のない問合せや、明らかに機能性表示食品との因果関係のない体調不良など、多様な情報が含まれていると考えられる。

健康被害の未然防止及び拡大防止の観点から、事業者は報告書に示す聞き取り票及びスクリーニング票のほか、事業者団体が作成している健康被害情報の取扱いマニュアル等を活用の上、健康被害の情報収集体制について、充実を図られたい。

また、事業者団体は、報告書を踏まえて、個々の届出者による健康被害の情報収集体制への支援にも取り組まれたい。

(参考)

「機能性表示食品の届出後における分析実施状況及び健康被害の情報収集等に関する調査・検証事業」報告書について（平成 30 年 8 月 22 日消費者庁ウェブサイトにて公表）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2017/pdf/information_research_2017_180822_0001.pdf

I 調査の概要

(1) 調査の目的

機能性表示食品の届出者による届出後における届出食品の分析実施状況及び健康被害情報の収集・評価等について、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示すべき取扱いを検討するために必要な基礎資料を得ることを目的に本事業を実施した。

(2) 調査対象

平成 29 年 9 月 30 日までに届け出られた機能性表示食品 1124 件（撤回届出が提出されたものを除く全て。）（届出者ベースでは 346 件）

(3) 調査項目

第 1 部 届出後における分析実施状況

ガイドラインに示す別紙様式（Ⅲ）－ 3 に記載された届出内容の確認及び届出者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、有識者により、機能性表示食品制度における分析実施に関する課題を整理し、届出者が届出後に実施することが望ましい取組を検討した。

第 2 部 健康被害の情報収集等

届出者を対象としたアンケート調査の結果や届出者が実際に使用している情報収集・評価ツール（聞き取り票など）の状況を踏まえ、機能性表示食品制度における健康被害情報の収集・評価等に関して届出者が実施することが望ましい取組を検討した。

II 結果の概要

第 1 部 届出後における分析実施状況

第 1 章 ガイドライン別紙様式（Ⅲ）－ 3 に記載された届出内容

1. 表記方法

ガイドライン別紙様式(Ⅲ)－3の(4)及び(5)における記載内容について、同じ内容であっても届出者によって表記方法に差がみられ、「分析方法」については同じ手法でも表記の違いが散見された。また、記載された内容では、第三者が分析方法を確認することが困難なものもみられた。

2. 機能性関与成分の代替指標

ガイドライン別紙用様式(Ⅲ)－3(4)において、加工食品である届出食品でも機能性関与成分の代替指標を挙げているものがあった。

3. 原料の基原の確認

ガイドライン別紙様式(Ⅲ)－3(5)における記載内容について、「原料の基原の確認方法」として、届出者においてパターン分析等の分析を実施している場合と、メーカーの原料試験成績書の確認をもって基原の確認としている場合とに大別された。

また、機能性関与成分名から基原の確認が必要と推測できる食品であっても、ガイドライン別紙様式(Ⅲ)－3の(5)に基原の確認に関する記載がない届出食品が、386件中172件(44.6%)あった。

4. 崩壊性試験

加工食品(サプリメント形状)であっても崩壊性試験について記載がない届出が518件中130件存在した。

5. 環境汚染物質の分析

環境汚染物質の分析に関する内容について、多くがガイドライン別紙様式(Ⅲ)－3(5)に記載されていた。

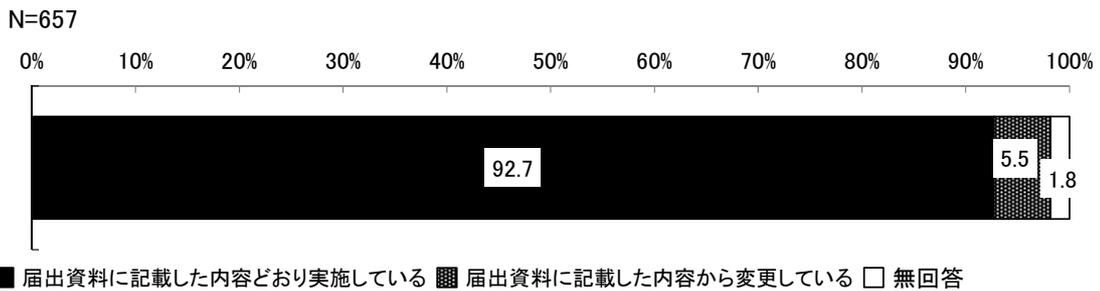
第2章 届出者を対象としたアンケート調査

1. アンケート調査の回答数

届出食品ベースで953件(84.6%)であった。

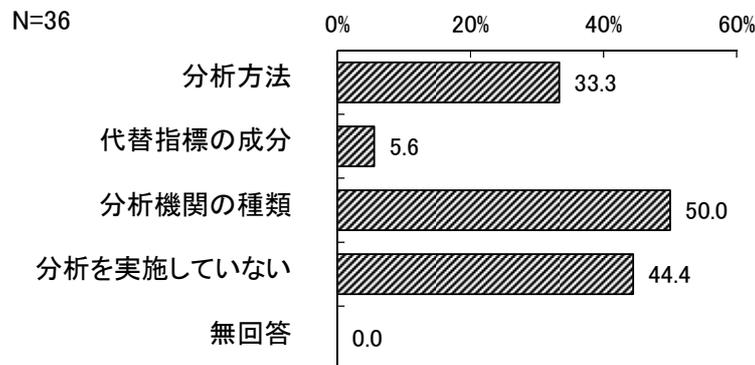
2. 届出資料に記載した内容と実際の分析状況の比較

販売実績のある届出食品(657件)において、機能性関与成分の分析について、「届出資料に記載した内容から変更している」との回答が36件(5.5%)あった。



36 件の変更内容は、「分析方法」が 12 件 (33.3%)、「代替指標の成分」が 2 件 (5.6%)、「分析機関の種類」が 18 件 (50.0%)、「分析を実施していない」が 16 件 (44.4%) であった。

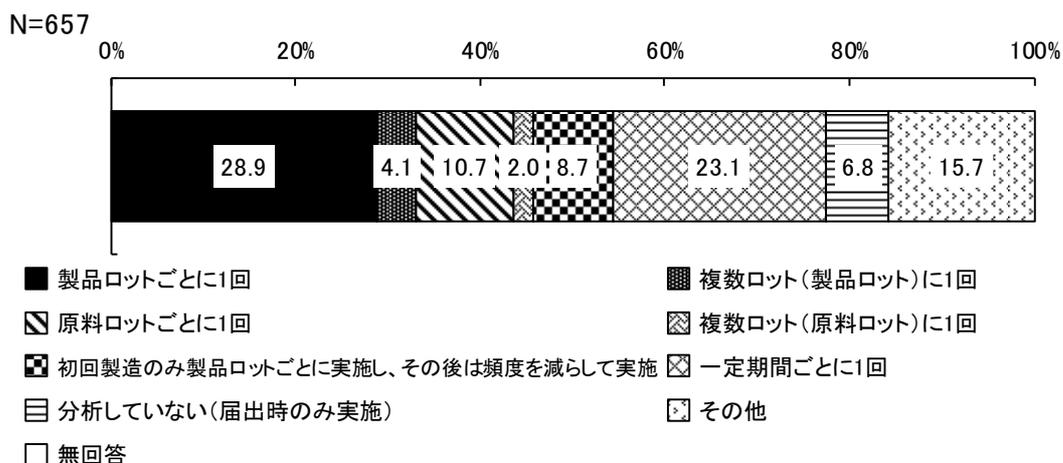
< 「届出資料に記載した内容から変更している」場合、変更した項目 >



また、届出資料に記載する必要がないと判断した分析について、実際は実施しているとの回答がみられた。

3. 届出後の分析実施頻度

販売実績のある届出食品 (657 件) において、機能性関与成分の定量試験・定性試験の分析実施頻度について確認したところ、「分析していない (届出時のみ実施)」との回答が 45 件 (6.8%) であった。

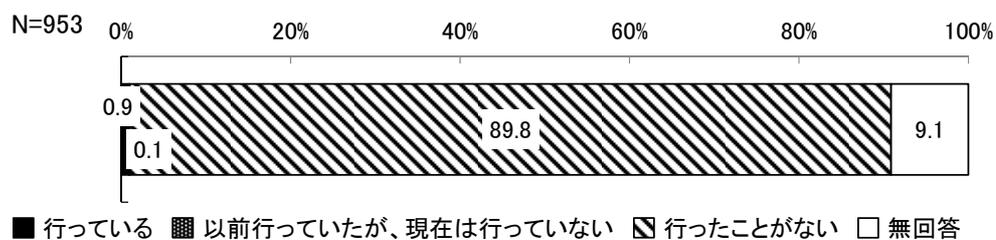


4. 製造頻度別の分析実施頻度

製造頻度と機能性関与成分の分析実施頻度の関係性について、毎日製造している届出食品では60%が製品ロットごとに分析を実施していた。一方、毎日製造している届出食品を除くと、製造頻度が低いほど製品ロットごとに分析している割合が大きいという傾向がみられた。

5. 届出後における分析実施結果の公表

届出後の分析実施状況について、ウェブサイト等で公表を行っている届出食品は9件(0.9%)のみでほとんど行われていなかった。



また、非公開の理由として「消費者のニーズがないため」や「どのような項目を公表すべきか分からないため」という回答が比較的多く挙げられた。

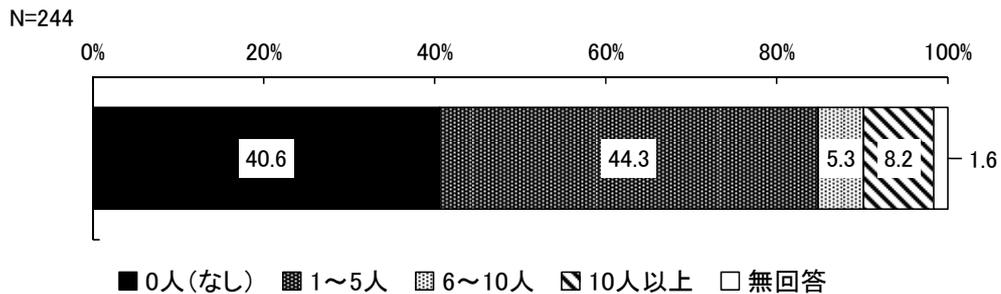
第2部 健康被害の情報収集等

1. アンケート調査の回答数

届出者ベースで244件（70.5%）であった。

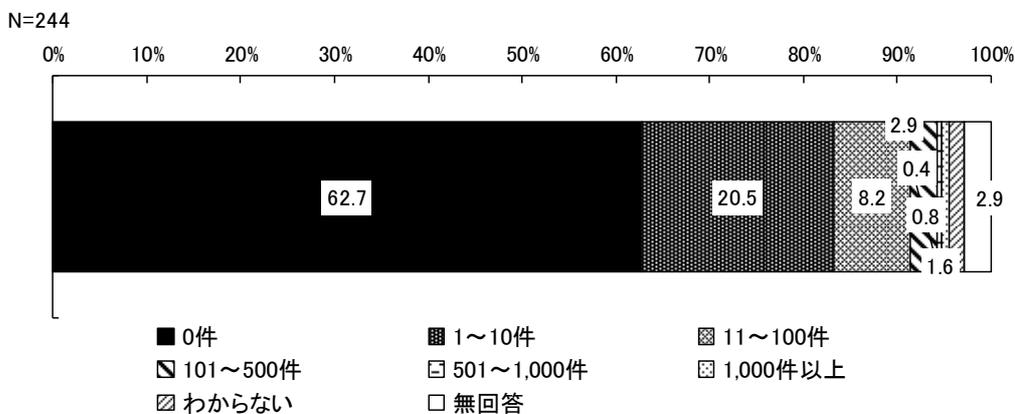
2. 健康被害の情報収集体制

健康被害（体調不良等の苦情を含む。）専門のスタッフ・オペレーターの人員配置については、「0人」（40.6%）、「1～5人」（44.3%）であった。



3. 健康被害情報の聞き取り状況

直近1か月間の健康被害（体調不良等の苦情を含む。）の聞き取り件数について、1件以上の実績があるとの回答は80件（32.8%）であった。



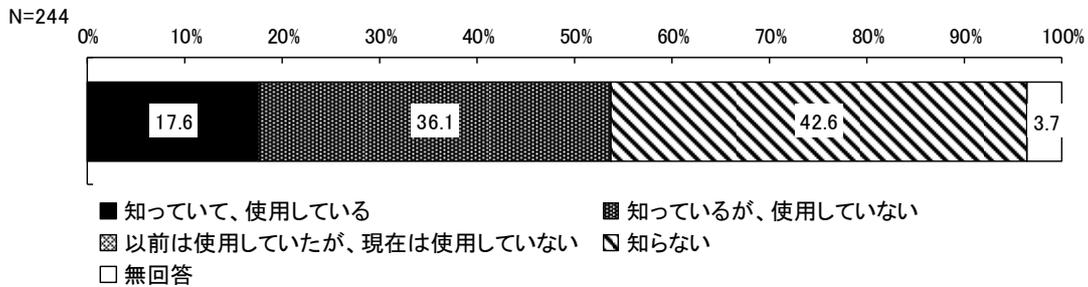
4. 健康被害情報の収集ツール

(1) 健康食品に関する健康被害（体調不良等の苦情を含む。）の聞き取り、食品と健康被害の因果関係の判定に使用するために開発されたツールの使用状況について

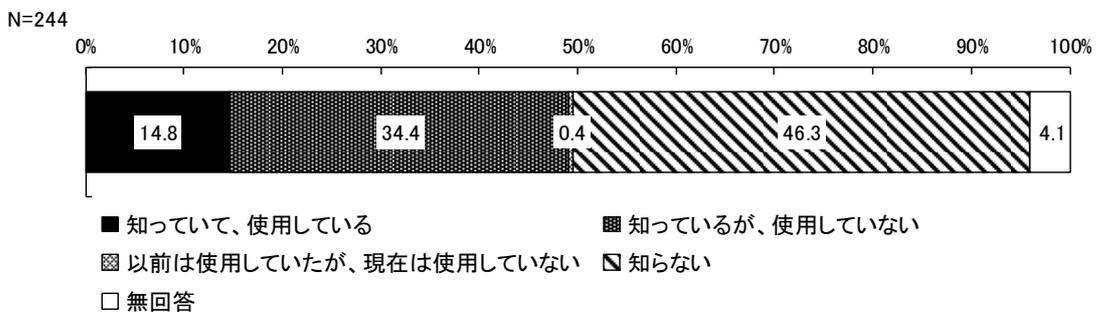
健康被害情報の収集ツールとして、平成28年度に消費者庁が実施した「機能性表示食品制度における臨床試験及び安全性の評価内容の実態把握の検証・調査事業」報告書において、「いわゆる健康食品と健康被害の因果関係スクリーニング票」と「いわゆる健康食品に関する有害事象の聞き取り票」

を機能性表示食品に適用することが提案されている。これらのツールの使用状況を確認したところ、「知っていて使用している」との回答がそれぞれ20%弱であった。

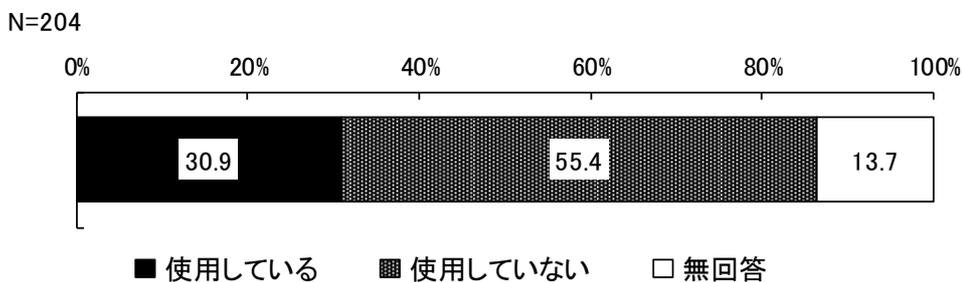
<聞き取り票>



<スクリーニング票>



(2) 前記(1)に示す開発されたツール以外のツールの使用状況について(1)に示す「聞き取り票」と「スクリーニング票」のどちらも「知っていて、使用している」を選択した回答者及び無回答の者を除外した回答(204件)のうち、30.9%が「聞き取り票」や「スクリーニング票」以外のツールを使用していた。



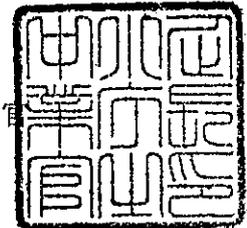
公取企第80号
20180823 中庁第1号
平成30年10月19日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

平成30年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

記

1 下請取引適正化推進講習会の実施

47都道府県（62会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する（詳細は募集要領を参照。）。

2 各種媒体による広報

新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(1) 政府広報等

経済産業省広報、公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ、新聞（一般紙、業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03(3581)3375 (直通)

中小企業庁事業環境部取引課 電話 03(3501)1732 (直通)

平成30年度「下請取引適正化推進講習会」について

(受講者募集要領)

公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

公正取引委員会及び中小企業庁等のホームページ，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地，開催日時，申込先等は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(2) 1事業者当たりの申込人数は，会場の収容数に鑑み，原則として2名以内とする。

ただし，別紙1及び別紙2の募集定員欄に○印のある開催場所は，1事業者当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は，下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む。），修理，情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は，下請法の適用対象とならない。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会の参加費は無料とする。

(6) 講習会の募集については，会場の都合により，定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報，講習会業務以外の目的には使用しない。

平成30年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙1)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月15日(木) 9:30~12:00	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル 3階 研修室	40名	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011 (231) 8300(代) FAX 011 (261) 1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
	11月28日(水) 13:30~16:00	北海道室蘭市東町4-29-1 室蘭市中小企業センター 3階 大会議室	40名	
秋田県	11月7日(水) 13:30~16:30	秋田市中通1-4-1 秋田市にぎわい交流館AU 4階 研修室1・2	70名	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022 (225) 8420(直) FAX 022 (261) 3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
福島県	11月9日(金) 13:30~16:30	福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所 6階 大ホール	150名	
山形県	11月27日(火) 13:30~16:30	山形市木の実町12-37 大手門パルズ 3階 霞城	100名	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375(直) FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
東京都	11月6日(火) 13:30~16:30	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明 20階 WG201~203	300名	
	11月13日(火) 13:30~16:30		300名	
	11月20日(火) 13:30~16:30		300名	
神奈川県	11月16日(金) 13:30~16:30	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 おしどり・くじゃく	260名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052 (961) 9424(直) FAX 052 (971) 5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
新潟県	11月2日(金) 13:30~16:30	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ(TOKI MESSE) 国際会議室	200名	
山梨県	11月30日(金) 13:30~16:30	甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館 大ホール	100名	
富山県	11月9日(金) 13:30~16:30	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター 2階 大ホール	120名	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176(直) FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
石川県	11月8日(木) 13:30~16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地産産業振興センター 本館3階 第5研修室	100名	
静岡県	11月29日(木) 13:30~16:30	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 静岡事務所会館5階 ホール	170名	
愛知県	11月13日(火) 13:30~16:30	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル2階 名古屋サンスカイルーム A室	300名	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082 (228) 1501(代) FAX 082 (223) 3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
大阪府	11月5日(月) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウイーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
	11月14日(水) 13:30~16:30		300名	
和歌山県	11月20日(火) 13:30~16:30	和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館 5階 大会議室	80名	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087 (811)1758(直) FAX 087 (811) 1761 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
福井県	11月7日(水) 13:30~16:30	福井市手寄1-4-1 福井市地域交流プラザ(AOSSA 6階) 研修室601BC	80名	
兵庫県	11月30日(金) 13:30~16:30	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 2階 大ホール	170名	
鳥取県	11月14日(水) 13:30~16:30	鳥取市薦町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) 5階 講義室	100名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
鳥取県	11月15日(木) 13:30~16:30	松江市朝日町478-18 松江テルサ 4階 大会議室	100名	
山口県	11月7日(水) 13:30~16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館 5階 第1研修室	100名	
愛媛県	11月13日(火) 13:30~16:00	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
高知県	11月15日(木) 13:30~16:00	高知市本町5-3-20 高知共済会館 3階 大ホール「桜」	100名	
福岡県	11月1日(木) 13:30~16:30	福岡県北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナールーム	100名	
	11月21日(水) 13:30~16:30		100名	
佐賀県	11月2日(金) 13:30~16:30	佐賀市天神3-2-11(どんとどんの森内) アバンセ 4階 第1研修室	70名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
熊本県	11月14日(水) 13:30~16:30	熊本市中央区手取本町8-8 テトリアくまもとビル 9階 くまもと県民交流館/レリア 会議室1	80名	
宮崎県	11月7日(水) 13:30~16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 第1・第2会議室	60名	

(注)申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業者当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業者当たり的人数制限はありません。

平成30年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙2)

(中小企業庁主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月29日(木) 13:30~16:30	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 2階 講堂	250名	〒080-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 011(709)1783 FAX 011(709)4138 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.hkd.meti.go.jp/
青森県	11月15日(木) 13:30~16:30	青森県八戸市一番町1-9-22 八戸地域地場産業振興センター ユートリー 8階 中ホール	120名	○ 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 022(221)4922 FAX 022(215)9463 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
岩手県	11月20日(火) 13:30~16:30	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 盛岡地域交流センター マリオス 10階 186会議室	100名	○
宮城県	11月29日(木) 13:30~16:30	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階 第1・第2フォレストホール	200名	○
栃木県	11月14日(水) 13:30~17:00	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 大会議室	90名	○
群馬県	11月26日(月) 13:30~17:00	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ つつじの間	100名	○
埼玉県	11月2日(金) 13:30~17:00	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 大ホール	280名	○
千葉県	11月6日(火) 13:30~17:00	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮 福室の間	190名	○ 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局 産業部 適正取引推進課 TEL 048(600)0325 FAX 048(601)1500 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
東京都	11月8日(木) 13:30~17:00		280名	○
	11月16日(金) 13:30~17:00	東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第一会議室	280名	
	11月21日(水) 13:30~17:00		280名	
長野県	11月29日(木) 13:30~17:00	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル 12A会議室	100名	○
岐阜県	11月15日(木) 13:30~16:30	岐阜市柳ヶ瀬通2-14 グランヴェール岐阜 3階 鳳凰	100名	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22 中部経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 052(589)0170 FAX 052(589)0173 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
愛知県	11月21日(水) 13:30~16:30	名古屋市中区錦1-16-22 名古屋ATビル2階 名古屋サンスカイルーム A室	300名	
三重県	11月19日(月) 13:30~16:30	津市新町1-6-28 プラザ洞津 高砂	100名	
滋賀県	11月27日(火) 13:30~16:30	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海 3階 大会議室	140名	
京都府	11月6日(火) 13:30~16:30	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 メルパルク京都 5階 黄船	240名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037 FAX 06(6966)6079 ※当局的ホームページからお申し込みください http://www.kansai.meti.go.jp/
大阪府	11月13日(火) 13:30~16:30	大阪市天王寺区上本町8-2-6 大阪国際交流センター 2階 さくら	340名	○
	11月19日(月) 13:30~16:30		340名	
奈良県	11月21日(水) 13:30~16:30	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 地階 AB会議室	80名	
岡山県	11月19日(月) 13:30~16:30	岡山市北区下石井2-6-41 ビュアリティまきび 「孔雀の間」	200名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 082(224)5745 FAX 082(205)5339 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
広島県	11月21日(水) 13:30~16:30	広島市南区京橋町1-7 TKPガーデンシティ広島駅前大橋「ホール3A」	250名	
香川県	11月20日(火) 13:30~16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	120名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 四国経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 087(883)6423 FAX 087(811)8558 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
徳島県	11月7日(水) 13:30~16:30	徳島市山城町東浜傍1-1 アスティとくしま(徳島県立産業観光交流センター)3階 第2特別会議室	100名	
福岡県	11月27日(火) 13:30~16:30	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 3階 共用大会議室	110名	○
	11月28日(水) 13:30~16:30		110名	
長崎県	11月20日(火) 13:30~16:30	長崎市魚の町3-33 長崎県建設工業協同組合 8階 大会議室	60名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 九州経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 092(482)5450 FAX 092(482)5393 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
大分県	11月22日(木) 13:30~16:30	大分市金池町3-1-64 一般財団法人大分県中小企業会館 6階 大会議室	60名	
鹿児島県	11月16日(金) 13:30~16:30	鹿児島市山下町5-3 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 宝山ホール2階3会議室	60名	
沖縄県	11月2日(金) 13:30~16:30	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階 大会議室	100名	○ 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 TEL 098(866)1755 FAX 098(860)3710

(注)申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業者当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業者当たりの人数制限はありません。

11月は下請取引適正化推進月間です

平成30年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

見直そう 働き方と 適正価格

11月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ https://www.jftc.go.jp/)		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1732 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-709-1783
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5745
四国支所	087-811-1758	四国経済産業局	087-883-6423
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
- 発注内容の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 下請取引に係る紛争の解決の促進
- 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- その他下請中小企業の振興のため必要な事項（下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについて など）

見直そう 働き方と 適正価格
～11月 は下請取引適正化推進月間です～
公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称下請法）及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>)
又は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
を御参照ください。

平成 30 年 11 月 2 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

大阪国税局
酒類業調整官

「酒類の公正な取引に関する基準」の遵守について

平素は、税務行政とりわけ酒類行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）が平成 29 年 6 月に施行されて、1 年余りが経過しました。

しかしながら、酒類の取引状況等実態調査において、

- ① 酒類事業と他の事業との共通経費の配賦方法が合理的でない
- ② 透明性・合理性のないリベート類を売上原価から控除している

など「基準」に則していないと認められる取引が見受けられる状況にあります。

このため、貴社の酒類取引が基準に則しているかどうかを確認していただくためのツールとして「『酒類の公正な取引に関する基準』自己チェックシート」を作成しました。

つきましては、このチェックシートを活用することにより、公正取引の確保に向けた取組の更なる推進をお願いしたく、当局管内に酒類販売場をお持ちの会員の方に対して同封の資料を送付しておりますので、ご了知いただくとともに法令遵守へのご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

大阪国税局 課税第二部 酒類業調整官
担当：藤井 TEL：06-6941-5331（内線 2329）

「酒類の公正な取引に関する基準」自己チェックシート

確認日	
(役職)確認者	

(小売業者用)

区分	チェック項目	チェックの際の注意事項	根拠法令等	監査結果	
売上げに関する事項	事業概況	酒類事業全体で営業利益を確保していますか。	取引基準2(1) 法令解釈通達1(1) Q&A問2、3	□適 □否	
	期間設定	セールや特売が短期間であっても、総販売原価を下回る価格で販売していませんか。 (※) 期間中に同等の商品に替えた場合を含みます。	取引基準2(1) 法令解釈通達1(4) Q&A問13	□適 □否	
	販売価格の算定	酒類の送料無料サービスを行っている場合には、送料相当額を総販売原価に含めて販売価格を設定していますか。	配送料相当額を別途受領している場合を除き、酒類の配送に係る費用を総販売原価に含めて販売価格を設定する必要があります。	取引基準6 法令解釈通達4 Q&A問37	□適 □否
		酒類の販売時にポイントを付与する場合は、当該ポイント額を考慮したうえで、販売価格を設定していますか。	ポイント提供が値引きと同等の機能を有する場合に、当該値引き相当額を販売価格から控除することになります。ポイント部分を販売価格から控除した場合に、総販売原価を下回らない価格とすることが必要です。	取引基準6 法令解釈通達4 Q&A問35	□適 □否
		酒類と酒類以外の商品をセットで販売している場合、酒類に係る販売価格は合理的に算出していますか。	セット販売する場合について、算出された酒類の販売価格が総販売原価を下回らない価格であることが必要です。	取引基準6 法令解釈通達4 Q&A問38	□適 □否
	値下げ販売	酒類を総販売原価を下回る価格で販売（見切り販売）する場合、次の(1)～(3)のような正当な理由はありますか。			
		(1) 季節限定商品などで通常その販売が見込まれる時期を過ぎた場合	(1)～(3)以外の場合は、原則として「正当な理由」に該当せず、総販売原価を下回る価格で販売することはできません。	取引基準2(1) 法令解釈通達1(3) Q&A問11、12	□適 □否
		(2) 賞味期限までの期間が短い場合			
		(3) ラベルや容器等に損傷等がある場合			
		上記(1)～(3)の酒類の見切り販売に関する、社内基準を設けていますか。		取引基準2(1) 法令解釈通達1(3) Q&A問11	□適 □否
経営する複数店舗のうち、特定の店舗を閉店する場合であっても当該閉店予定の店舗の在庫商品については見切り販売を行わないこととしていますか。		閉店する店舗以外にも酒類販売店を有している場合には、通常の価格で販売することが困難であるとまでは認められないため、見切り販売する「正当な理由」に該当しません。	取引基準2(1) 法令解釈通達1(3) Q&A問12	□適 □否	
売上原価に関する事項	酒類の売上原価の額は、酒類銘柄の仕入れごとに算定していますか。	酒類の売上原価の額は、酒類全体や酒類の品目（ビール、発泡酒、清酒など）ごとに算定することはできません。また、同一の銘柄であっても、売上原価の額を販売単位（バラ売り、箱売りなど）の異なる商品ごとに合算して算定することはできません。	取引基準3 法令解釈通達2(1) Q&A問16、17	□適 □否	
	業務用樽の売上原価の算定に当たり、販売価格及び仕入価格はいずれか統一した計算方法（樽代込又は樽代抜き）としていますか。	売上原価は継続して合理的な原価計算をしていることが必要です。販売価格は樽代込、仕入価格は樽代抜きといった計算方法は認められません。	取引基準3 法令解釈通達2(1) Q&A問18	□適 □否	
	仕入れに付随した運送費等を売上原価に含めていますか。	売上原価に含めるべき費用（運送費等の付随費用）を販売費及び一般管理費に計上することはできません。	取引基準3	□適 □否	
レポートに関する事項	仕入先からレポートを受け取った際に、以下の(1)～(3)の要件を全て満たす場合のみ酒類の仕入れに係る値引きとみなして控除していますか。				
	(1) レポートに関する基準が、明確に定められている。	レポートの内容が、仕入先から具体的に書面等（文書、メールなど）で実際の販売に先立って明確に示されていない場合や、その全体像が示されていない場合は、(1)及び(2)の要件を満たしていないこととなります。また、レポートとしての要件を満たすためには、仕入先から示された内容について、文書又はメールなどで応諾する必要があります。	取引基準4 法令解釈通達2(2) Q&A問19～22	□適 □否	
	(2) レポートに関する基準が仕入先から事前に書面等（文書、メールなど）でその全体像が示されている。				
(3) 対象酒類の仕入れと密接に関連するレポートである。	ノンアルコール飲料に提供されるレポートやチラシ補助、開店協賛金などは酒類の仕入れに係るレポートと認められません。	取引基準4 法令解釈通達2(2) Q&A問19	□適 □否		

(裏面に続く)

区分	チェック項目	チェックの際の注意事項	根拠法令等	監査結果
リポートに関する事項	以下の(1)~(5)の仕入れに係る値引きとみなされないリポートを酒類の仕入価格から控除していませんか。			
	(1) 裁量的に支払われるリポート	仕入先からリポートを受け取る基準が明確に示されていない裁量的なリポートは、仕入れに係る値引きとみなされません。	取引基準4 法令解釈通達2 (3)ロ Q&A問23	□適 □否
	(2) 取引後に受け取る額が判明するリポート (例外あり、右記参照)	事後的に額が判明する場合であっても、取引期間中の販売状況や過去の販売実績等から当該リポートの受取が見込まれる場合には、当該期間中の販売に対応する額を上限に、仕入れに係る値引きとみなされます。	取引基準4 法令解釈通達2 (3)イ Q&A問23、24	□適 □否
	(3) 酒類の仕入れの際に添付される他の商品（食料品や仕入れに係る酒類以外の酒類等）	景品として酒類に添付された商品は、酒類の仕入価格から控除することはできません（例：食料品や仕入れた酒類以外の酒類）。	取引基準4 法令解釈通達2 (3)ハ Q&A問23	□適 □否
	(4) チラシ協賛金や出店協賛金等の販売活動の補助として受け取るリポート	販売活動の補助として受け取るリポートは、酒類の仕入れと密接に関連するものには該当しません。	取引基準4 法令解釈通達2 (3)ニ Q&A問23	□適 □否
(5) 仕入先である酒類卸売業者の認識がないまま、酒類製造業者から直接受け取ったリポート	卸売業者が支払基準や取引内容を了知していないリポートを酒類の仕入価格から控除することはできません。	取引基準4 法令解釈通達2 (3)ホ Q&A問23	□適 □否	
販売費及び一般管理費の算定	販売費及び一般管理費（販管費）について、それぞれの酒類の販売に要した全ての販管費を各銘柄ごとに個別に計算していない場合、合理的な計算方法によって費用の配賦がされていますか。			
	(1) 全販売場において共通した販管費率（※）を使用していない場合、各販売場の取扱酒類や店舗の規模等の実態に即した計算方法を用いて販管費率を算出していますか。 （※）一定期間の酒類全体の販管費の同期間における酒類の売上高の割合	個別の販管費率を用いている場合は、特定の取引先について別個の物流ラインが存在するなど、個別の販管費率を用いることが実態に即した合理的なものである必要があります。	取引基準5 法令解釈通達1 (2) Q&A問27~30	□適 □否
(2) 特定の酒類の銘柄や取引先ごとに異なる販管費率を適用する場合、合理的な方法により算定していますか。				
販売費及び一般管理費に関する事項	酒類の販売以外の事業（食品や日用品の販売等）を営んでおり、これらに共通する費用がある場合に、合理的な方法により銘柄ごとに配賦していますか。（例：人件費、地代家賃、倉庫費、光熱費など）			
	損益計算書の販管費から共通費（※）に計上する金額を算定していますか。 （※）販管費のうち、酒類事業と酒類事業以外（食品や日用品の販売など）の事業に共通する費用	酒類部門の予算管理表等、確定した決算に基づかない会計書類では販管費の計上漏れ又は過大計上のおそれがあるため、共通費は損益計算書から算出する必要があります。	取引基準5 法令解釈通達3 (1) Q&A問31	□適 □否
	それぞれの勘定科目の費用の中で、共通費へ計上漏れとなっているものはありますか。（例：役員給与や従業員給与等の人件費）	勘定科目の費用の内容を確認した上で、酒類事業とそれ以外の事業に共通している部分は、合理的な配賦方法を用いて配賦する必要があります。	取引基準5 法令解釈通達3 (1) Q&A問31	□適 □否
	売場面積比率を採用している場合、酒類事業とそれ以外の事業に共通している部分についてのあん分方法に合理性はありますか。	酒類の売場とそれ以外の売場を売場面積比で按分する場合には、双方の共通部分（駐車場、倉庫、通路等）についても、別途、合理的に酒類事業に係る費用の配賦が必要となります。 また、通路部分に平積みしている酒類がある場合、共通部分としてあん分するのではなく、酒類の売場に係る面積として算定しなければなりません。 なお、売場面積比率で配賦することが合理的でないような費用（人件費や福利厚生費等）を売場面積比率を用いて配賦することはできません。	取引基準5 法令解釈通達3 (1)及び(2) Q&A問31-3	□適 □否
	作業従事時間数比を採用している場合、作業時間数の算出方法に合理性はありますか。	作業従事時間数の算出に当たり、計算根拠となる作業従事者の抽出が一部に偏るような恣意的なものとなっている場合は、合理的に算出したものとは認められません。	取引基準5 法令解釈通達3 (1)及び(2) Q&A問31	□適 □否
	販売点数比を採用して費用配賦を行う場合、合理性が認められる費用のみに適用していますか。	販売点数の多寡が費用の増減に影響を与えるものではない費用、例えば本社の役員報酬や建物設備・維持管理費、水道光熱費などを販売点数比によりあん分の上、酒類事業に配賦することは、事業の実情に即した合理的な配賦方法とは認められません。	取引基準5 法令解釈通達3 (1)及び(2) Q&A問31-2	□適 □否
	繰延資産（費用の効果が将来に及ぶもの）を一括して費用計上していませんか。	繰延資産に該当する費用（研究開発費、各種契約料等）は、当該費用を回収することとしている合理的な期間にわたって費用を配賦する必要があります。	取引基準5 法令解釈通達3 (3)	□適 □否
自社の採用している計算方法を定期的に見直していますか。	業態や組織の変更等により、販管費率の性質が大きく変わる場合は、合理的な計算方法が行われているか検討する必要があります。	取引基準5 法令解釈通達3 (1)及び(2) Q&A問34	□適 □否	

(注) 根拠法令等の略称は以下のとおりです。

取引基準：「酒類の公正な取引に関する基準」（平成29年3月国税庁告示第2号）

法令解釈通達：「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成29年3月）

Q & A：「酒類の公正な取引に関する基準に関するQ&A」（平成30年3月国税庁酒税課）

平成29年6月1日
国 税 庁

酒類の公正な取引に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

(公正な取引の基準)

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

(売上原価の算定方法)

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。
- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

(費用配賦の方法)

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

(販売価格の算定方法)

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

(指示)

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第二項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第八十六条の三第四項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第八十六条の四の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第九十一条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第九十四条第三項又は第四項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。
- 11 国税庁長官は、法第八十六条の三第四項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第二項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

協会ホームページについて

●第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集

今年もたくさんの方からのご応募お待ちしております。

●第14回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！

たくさんのご応募お待ちしております。

事務局だより

- ・ 公明党様の政策要望懇談会が10月31日、そして自民党の厚生関係の予算・税制等に関する政策懇談会が11月8日にありました。また、ヘルスケア議員懇話会(林 芳正会長)との朝食勉強会が11月14日と、税制に関する動きがあわただしくなってきました。新聞紙上でも報道がされるようになりました。消費税転嫁対策特別措置法の恒久化を目指して、政策推進委員会(森委員長)、JACDS政治連盟(松本会長)ともども活動します。
- ・ OTC医薬品の普及啓発イベントに出展しました。日本家庭薬協会と日本OTC医薬品協会主催のイベントで、本年は日本橋の地下のスペースでの展開でした。龍角散の藤井社長様と故宗像前事務総長の間で出るとなっていたらしいのですが、出展が決まったのが遅く、準備期間が短くなってしまいました。10月19日と20日の両日でした。来場したお客様のなかには、ジャパンドラッグストアショーを知っている人、幕張メッセに来ていただいた方もいました。また、そらぶちキッズキャンプに賛同していただき、寄付をされる方もいらっしゃいました。次回は準備をキチンと行い、JACDSをアピールしたいと思います。
- ・ 事務局の話で恐縮ですが、三井住友銀行のネットバンキングを10月より始めました。まだ、不慣れで、振込み先のマスターもまだ不十分なため、大きな省力化には至っていませんが、少しでも効率よい事務作業を目指してまいりたいと思います。
- ・ セルフメディケーション税制の認知度アップ実証実験の結果につきましては、法制委員会で精査することになりました。つきましては、12月号で詳しくお知らせします。よろしくお祈りします。

発行日	平成30年11月12日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp